

# ごみ処理基本計画

【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】

令和5（2023）年3月

尾三衛生組合



## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨及び目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の対象範囲及び対象区域	3
第2章	関連計画の状況	4
第1節	愛知県が定める計画	4
第2節	構成市町が定める計画	5
第3節	本組合が定める計画	11
第3章	地域の概況	12
第1節	自然的状況	12
第2節	社会的状況	14
第3節	土地利用状況	17
第4章	ごみ処理の現況	18
第1節	ごみの分別区分及びごみ処理フロー	18
第2節	ごみ排出量の実績及びごみの性状	20
第3節	ごみ処理体制	30
第4節	収集・運搬の状況	31
第5節	中間処理の状況	32
第6節	最終処分の状況	38
第7節	温室効果ガス排出量の状況	39
第8節	ごみ処理経費の状況	40
第9節	ごみ処理の評価	41
第5章	ごみ処理行政の動向	50
第1節	国や愛知県のごみ処理行政の動向	50
第2節	広域化計画	52
第6章	課題の抽出・整理	54
第1節	排出抑制・資源化に関する課題	54
第2節	中間処理に関する課題	54
第3節	最終処分に関する課題	54
第7章	基本方針	55
第1節	適正な中間処理の推進	56
第2節	適正な最終処分の推進	57
第8章	ごみ発生量及び処理量の見込み	58
第1節	将来人口	58
第2節	ごみ発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）	59
第3節	構成市町の排出抑制等の数値目標	63

第4節	ごみ発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）	64
第5節	本計画での目標値	68
第9章	ごみ排出抑制・資源化等の施策	69
第1節	組合の役割	69
第2節	構成市町の施策	70
第10章	将来のごみ分別区分	74
第11章	ごみの適正処理計画	75
第1節	中間処理計画	75
第2節	最終処分計画	76
第12章	ごみ処理施設の整備計画	77
第13章	その他の計画	78
第1節	災害廃棄物対策	78
第2節	地球温暖化対策	78



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨及び目的

尾三衛生組合（以下「本組合」という。）は、日進市、みよし市、愛知郡東郷町の2市1町（以下「構成市町」という。）を行政圏（以下「組合圏域」という。）として、昭和49（1974）年にごみの共同処理を行うため、一部事務組合として設立しました。

本組合のごみ焼却施設は、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、概ね令和11（2029）年度までの延命化を図っているところです。

国においては、環境基本法（平成5（1993）年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12（2000）年法律第110号。以下「循環基本法」という。）の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3（1991）年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4（2022）年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27（2015）年に行われた国連総会では、令和12（2030）年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。さらに、令和2（2020）年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、令和32（2050）年カーボンニュートラル\*達成を掲げ、急速な取組が進められています。

このような状況の中、本組合においても、資源循環やごみの衛生的かつ安全な処理を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成を推進していきます。

ごみ処理基本計画に関しては、第1期ごみ処理基本計画を平成24（2012）年3月に策定し、平成29（2017）年3月に見直し（第2期ごみ処理基本計画）を行っています。この計画に基づいて、ごみの適正処理や資源化の推進等、資源循環の取組を推進してきました。今回、前計画の取組の進捗状況や令和3（2021）年度における目標の達成状況を確認・検証し、今後の計画について必要な見直しを行い、ごみ処理基本計画【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】（以下「本計画」という。）の策定を行うものです。

\*カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

## 第2節 計画の位置づけ

ごみ処理基本計画の位置づけは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水を除くごみに関する計画を定めるもので、関係法令をはじめ、関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

また、廃棄物処理法に基づき、毎年度一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。

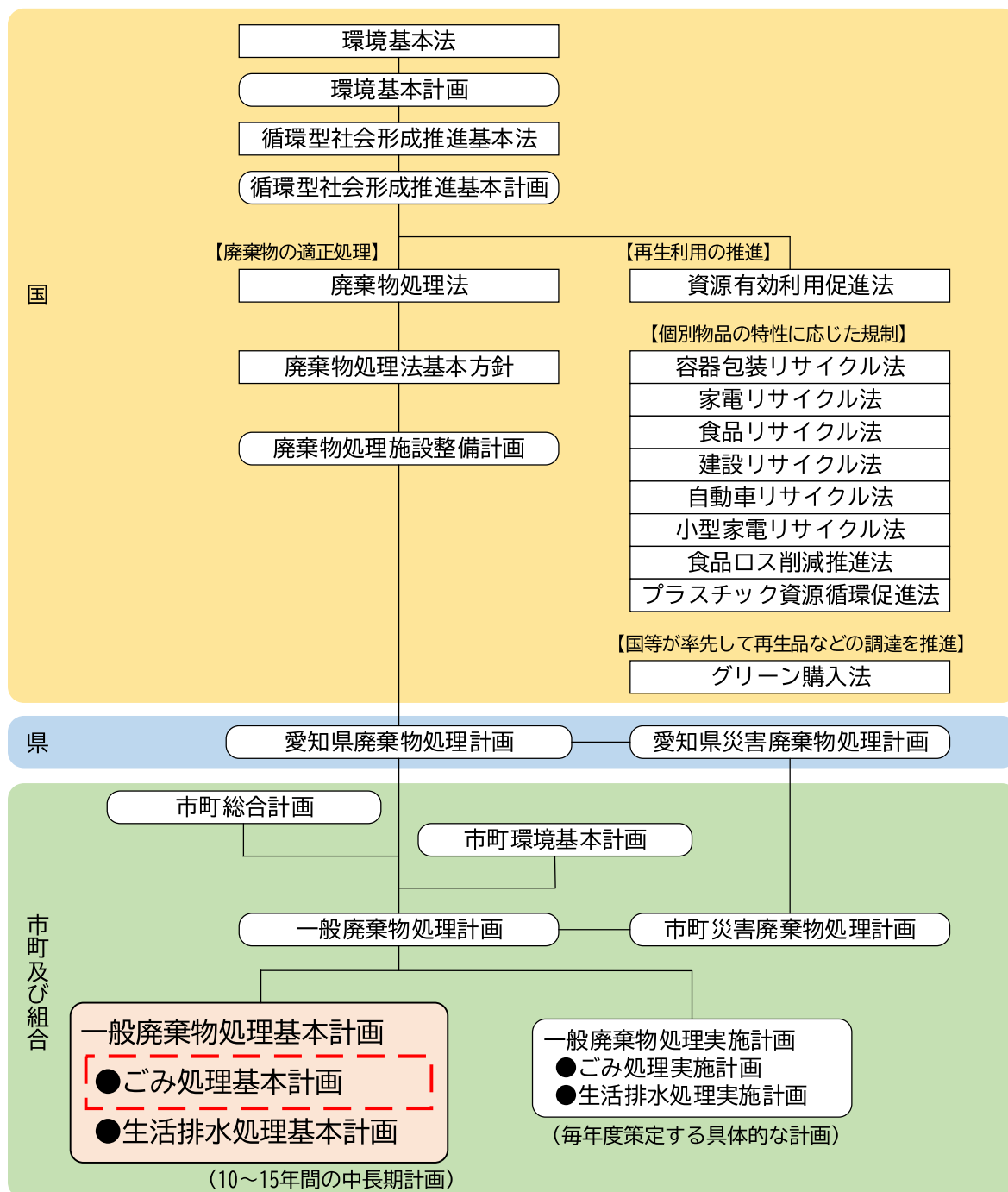


図1-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

### 第3節 計画の期間

計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度までの10年間とします。

また、今後は5年ごとに10年間の計画を策定していきます。

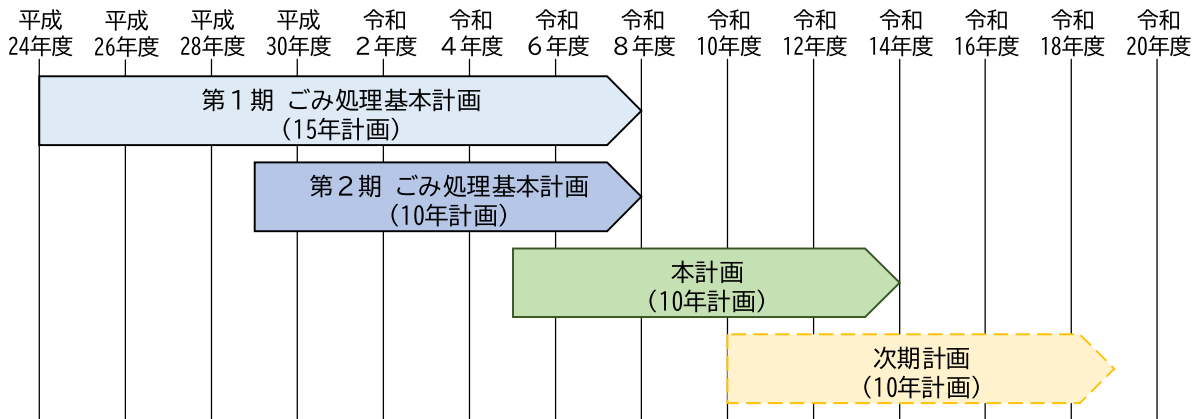


図1-2 ごみ処理基本計画の経緯

### 第4節 計画の対象範囲及び対象区域

#### 第1項 計画の対象範囲

計画の範囲は、本組合に搬入された一般廃棄物の中間処理及び最終処分を主体としますが、構成市町の収集・運搬計画、排出抑制及び資源化に対する施策を網羅します。

計画の対象範囲は、図1-3に示す一般廃棄物のうち、ごみに関する事項です。

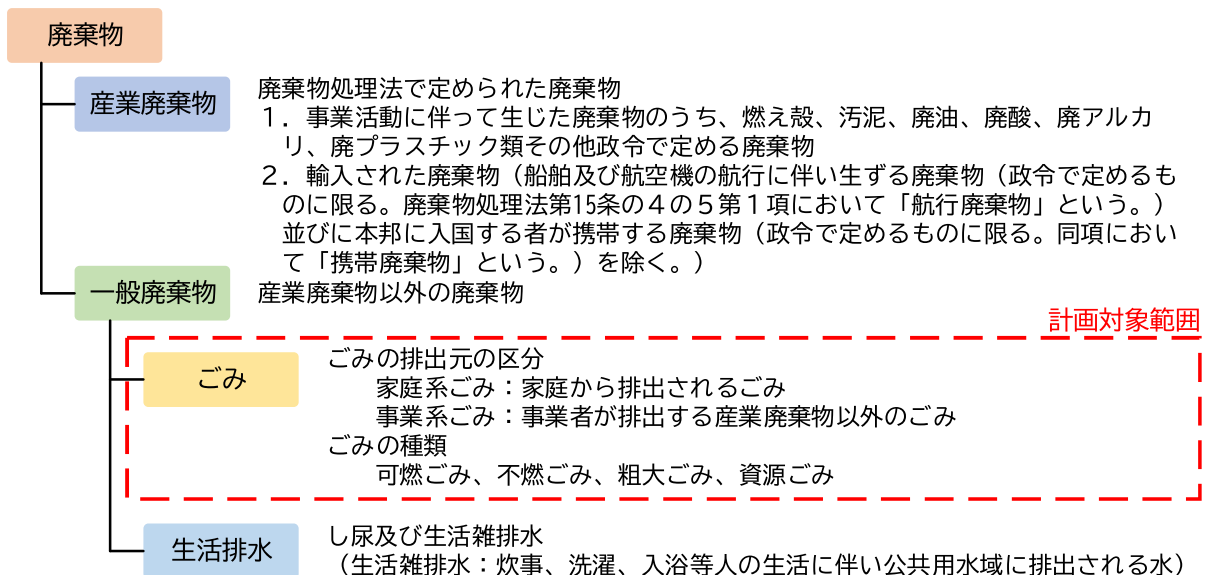


図1-3 廃棄物の区分

#### 第2項 計画の対象区域

計画の対象区域は、構成市町全域とします。

## 第 2 章 関連計画の状況

### 第 1 節 愛知県が定める計画

愛知県では、令和 4（2022）年 2 月に「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。計画の概要は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 愛知県廃棄物処理計画の概要

計画名称	愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）
策定年月	令和 4 年 2 月
計画期間	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 3R の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進</li> <li>・3R の促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進</li> <li>・各種リサイクル法に基づく取組促進</li> </ul> </li> <li>2 適正処理と監視指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理と減量化の指導徹底</li> <li>・PCB 廃棄物の期限内処理に向けた指導の徹底【取組の強化】</li> </ul> </li> <li>3 廃棄物処理施設の整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の広域化、処理施設の集約化の推進【新規取組】</li> <li>・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力</li> </ul> </li> <li>4 非常災害時等における処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築</li> <li>・廃棄物処理における「三密」の回避、作業の自動化など新型コロナウイルス感染症等への対応【新規取組】</li> </ul> </li> <li>5 循環ビジネスの振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期あいち地域循環圏形成プランに基づく取組の推進【新規取組】</li> <li>・サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出【新規取組】</li> <li>・バイオマス資源を活用した循環ビジネスへの支援【取組の強化】</li> </ul> </li> <li>6 プラスチックごみ削減の推進【新規】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者・事業者向けの普及啓発の実施</li> <li>・市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進のための技術支援</li> </ul> </li> <li>7 食品ロス削減の推進【新規】</li> </ol>
目標値	<p>■一般廃棄物の減量化の令和 8 年度目標値（カッコ内は令和元年度比）</p> <p>排出量：239 万トン（約 6 %減）</p> <p>出口側の循環利用率：約 23%（約 2 ポイント増）</p> <p>最終処分量：18 万 6 千トン（約 4 %減）</p> <p>一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：480 g（約 8 %減）</p>

## 第2節 構成市町が定める計画

### (1) 日進市

日進市が定めている計画の概要は、表2-2～表2-4に示すとおりです。

表2-2 総合計画（日進市）の概要

計画名称	第6次日進市総合計画
策定年月	令和3年3月
計画期間	令和3年度～令和12年度
将来都市像	ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進
基本目標	① 健やかに暮らす ② 安全・安心を高める ③ 暮らしやすいまちを創る ④ 産業の魅力を高める ⑤ 学びと文化で未来を創る人財を育てる ⑥ 地域の自治力と行政経営力を高める
ごみ関係の関連施策	■ ごみの適正処理と再資源化の推進 ① ごみ減量化の推進 → 4R、食品ロスやプラスチックごみの削減 → ごみの資源化に向けた広報啓発の充実 → 効果的なごみの収集・処理の実施 ② ごみの再資源化の推進 → エコドームの利便性の向上 → 常設型資源回収場所の確保、資源回収団体の支援 ③ ごみの適正処理 → 適正な処理、老朽化対策、埋め立て量の減量
数値目標	・1人1日当たり家庭系ごみ排出量：433g（令和12年度） ・リサイクル率：30.0%（令和12年度）

表2-3 環境基本計画（日進市）の概要

計画名称	日進市環境基本計画
策定年月	平成26年3月改訂
計画期間	平成26年度～令和5年度
計画のキャッチフレーズ	2024年のこどもたちへ
テーマ	① 水（川や池の水と水辺、水の風景・水資源） ② 緑（里山と息づく動植物、農のある暮らし、緑のネットワーク） ③ まち（生活環境、まちなみ・まちかど、みちと足） ④ ライフスタイル（暮らし全般・エネルギー、生活と廃棄物） ⑤ コミュニティ（コミュニティ） ⑥ 遊びと学び（遊びと学び）
ごみ関係の関連施策	■ 生活と廃棄物 ⇒ 環境にやさしい買い物を広める → ① その必要性和手法を知る場・機会を増やす → ② 環境にやさしい買い物方法が選択できるようにする ⇒ 物を大切に使う暮らしを広める → ③ 物を大切に使う行動や意識を育む → ④ 身近に修理や再利用を進める場所をつくる

ごみ関係の 関連施策	⇒ 地球資源を活かすリサイクルを進める → ⑤ リサイクルに対する情報を共有し意識を育む → ⑥ 多様で分別しやすいリサイクルルートを充実させる ⇒ ごみは適正に処理されるようにする → ⑦ 環境に配慮したごみ処理を進める → ⑧ 不法投棄を撲滅させる
数値目標	・リサイクル率：28.3%（令和5年度） ・1人1日当たりのごみ排出量：770g（令和5年度） ・不法投棄量：9t（令和5年度）

表2-4 一般廃棄物処理基本計画（日進市）の概要

計画名称	日進市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度見直し版）
策定年月	令和4年3月
計画期間	令和4年度～令和8年度
基本方針	<p>1 ごみの排出抑制に向けた取組みの推進          廃棄物は排出者が責任をもって処理することを前提として、市民一人ひとりの購買～消費～廃棄、事業者それぞれの生産～販売～廃棄といった一連の経済活動の中から、総合的なごみの発生抑制を推進していく。</p> <p>2 資源化・リサイクルの推進          すべての市民、事業者が、無理なく継続できる円滑な資源回収の体制整備に努めるとともに、ごみ減量が二酸化炭素排出量削減に繋がることも踏まえ、環境負荷の低減を目的とした資源化・リサイクルを推進し、焼却処理する量を削減する。</p> <p>3 適正な処理体制の構築          循環型社会の形成を踏まえた収集運搬・中間処理・最終処分の各段階での、環境保全への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築する。          また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、それらに係る施策や事業への積極的な参加を促し、互いに協力していく体制の整備を推進する。</p>
数値目標	・年間ごみ量（燃えるごみ+粗大ごみ）：19,970t（令和8年度） ・1人1日当たり家庭系ごみ量（燃えるごみ+粗大ごみ）：415g/人・日（令和8年度） ・1人1日当たり家庭系燃えるごみ量：379g/人・日（令和8年度） ・燃えるごみへのリサイクル可能品目混入率：12.2%（令和8年度） ・事業系ごみ量：5,252t（令和8年度）

(2) みよし市

みよし市が定めている計画の概要は、表2-5～表2-7に示すとおりです。

表2-5 総合計画（みよし市）の概要

計画名称	第2次みよし市総合計画
策定年月	平成31年3月
計画期間	令和元年度～令和20年度
将来像	みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち
基本目標	① 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち ② 健康で生き生きと暮らせるまち ③ 安全で安心して暮らせるまち ④ 魅力と活力があふれるまち ⑤ 自然環境を守り未来へつなぐまち ⑥ 快適で暮らしやすいまち
ごみ関係の 関連施策	■ 環境美化 ○ 家庭ごみの分別の推進 ○ 環境美化の推進 ○ 不法投棄防止対策の推進 ○ 不燃物埋立処分場の管理運営 ■ 循環型社会 ○ 再利用資源回収率の向上 ○ リサイクル活動の支援 ○ 生ごみ減量化の推進
数値目標	・市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量：492g以下（令和5年）、480g以下（令和10年） ・再利用資源回収率：27%（令和5年）、28%（令和10年）

表2-6 環境基本計画（みよし市）の概要

計画名称	第2次みよし市環境基本計画
策定年月	令和3年3月
計画期間	令和3年度～令和12年度
将来像	循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち
施策分野	① 脱炭素のまちづくり ② 自然共生のまちづくり ③ 循環型のまちづくり ④ 安全・安心のまちづくり ⑤ 協働による環境行動のまちづくり
ごみ関係の 関連施策	■ 資源の循環利用の推進 ① ごみの減量の推進 ② 4Rの推進 ○ リデュースの推進 ○ リフューズの推進 ○ リユースの推進 ○ リサイクルの推進 ○ 4Rの啓発



ごみ関係の 関連施策	③ ごみの適正処理 ○ 高齢者などへのごみ出し支援の推進 ○ 有害廃棄物の適正処理 ○ 災害廃棄物処理計画の策定
ごみ関係の 数値目標	・1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）：487g（令和7年度）、475g（令和12年度） ・リサイクル率：27.4%（令和7年度）、28.4%（令和12年度）

表2-7 一般廃棄物処理基本計画（みよし市）の概要

計画名称	みよし市ごみ処理基本計画中間見直し
策定年月	令和4年3月
計画期間	令和4年度～令和8年度
基本目標	① 資源の循環利用の推進 積極的な普及啓発や情報提供を通じて、市民・事業者の循環型社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援する。 廃棄物のさらなる排出抑制や、再利用・再資源化の促進、市民・事業者に対する4Rの意識啓発の推進に取り組む。 ○ ごみの減量の推進 ○ 4Rの推進 ○ 資源の分別の徹底 ○ 資源化の拡大 ② 安全で適正な収集・処理体制の推進 ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、社会の変化に合わせたごみの適正処理に取り組む。 また、災害時などの迅速な公衆衛生確保に向けたごみ処理体制の整備に努める。 ○ 収集運搬体制の充実 ○ 安全で適正な処理体制の推進
数値目標	・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：484g/人・日（令和8年度） ・リサイクル率：27.6%（令和8年度）



### (3) 東郷町

東郷町が定めている計画の概要は、表2-8～表2-10に示すとおりです。

表2-8 総合計画（東郷町）の概要

計画名称	第6次東郷町総合計画
策定年月	令和3年3月
計画期間	令和3年度～令和12年度
将来都市像	人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう
基本目標	① 誰もが元気に暮らせるまち ② 子どもがのびのび育つまち ③ 安心・安全で、自然と共生するまち ④ 快適に暮らせるまち ⑤ 産業と交流が盛んなまち ⑥ みんなでつくるまち
ごみ関係の 関連施策	■環境にやさしいまちをつくる ○環境にやさしいライフスタイルへの転換 ・食材の使い切り、食べ残しの削減といった、家庭で取り組める身近な食品ロス削減の取組や知識の普及・啓発に努める。 ○ごみの適正処理と3Rの推進 ・ごみの排出に関する正しい知識の普及・啓発に努め、ごみの分別の徹底や減量化を推進する。 ・限りある資源や物の大切さ等の意識向上を図り、3R活動を推進する。 ・リサイクルを推進するため、資源として回収する品目の拡充や資源回収ができる機会を増やす。
ごみ関係の 数値目標	・普段からリサイクルに心がけている町民の割合：77.0%（令和7年）、81.2%（令和12年）

表2-9 環境基本計画（東郷町）の概要

計画名称	第2次東郷町環境基本計画
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成25年度～令和4年度
将来の望ましい環境像	自然にやさしい うるおいのあるまち
基本目標	① 健康で元気に暮らせるまち ② 資源を大切に、環境負荷の少ないまち ③ 緑豊かなうるおいのあるまち ④ 参画と協働で自立するまち
ごみ関係の 関連施策	○ごみ減量化と適正排出 ・買い物袋持参運動の普及を促進する。 ・ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努める。 ・効果的な排出抑制策の導入を検討する。 ・ごみ処理施設の見学会を開催する。 ・ごみ分別の徹底を図る。 ・不法投棄に対する監視体制を強化する。 ・家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化する。

ごみ関係の 関連施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続する。</li> <li>○ リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民による資源回収事業を促進する。</li> <li>・リサイクル活動の効果や重要性について啓発する。</li> <li>・小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進する。</li> <li>・役場庁舎内におけるリサイクル製品の購入、公共事業におけるリサイクル資材の使用の促進に努める。</li> <li>・リサイクル製品に関する情報を提供し、町民の意識高揚を図る。</li> </ul> </li> </ul>
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合：64%（令和4年度）</li> <li>・普段からリサイクルに心がけている町民の割合：76%（令和4年度）</li> </ul>

表2-10 一般廃棄物処理基本計画（東郷町）の概要

計画名称	東郷町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）
策定年月	令和4年3月
計画期間	令和4年度～令和8年度
基本理念	資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる
基本方針	<p>■ごみの減量化・資源化に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの発生抑制の推進（リデュース） ごみの発生抑制と合わせ、容器包装の抑制、ごみとして排出される割合が高い生ごみの減量など環境に配慮したリデュース行動の推進を図る。</li> <li>○ 再使用や再生品利用の推進（リユース） 「もったいない」という意識の高揚を図り、尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザなどの利用を促進するなど、住民の「再使用」や再生品の購入促進を図る。</li> <li>○ 資源化の推進（リサイクル） ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルを推進する。 また、資源を出しやすい環境の整備を進める。加えて、資源化に関する情報提供を行っていく。</li> <li>○ 意識啓発・環境学習の推進 地球環境問題への理解を深め、ごみを生み出さない生活への転換を図るため、3Rについての意識啓発や環境学習の推進を図る。</li> </ul> <p>■ごみの分別・適正排出に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭系ごみの分別の徹底 家庭系ごみは適正に分別し、町指定ごみ袋に入れて排出することを徹底する。</li> <li>○ ごみ集積場所における適正排出の徹底 ごみ集積場所の清潔を保持し、付近住民のよりよい生活環境を確保するため、ごみ集積場所への適正な排出を徹底する。</li> <li>○ 事業系ごみの分別と適正排出の徹底 適正に排出することを徹底する。 また、町内の事業者に対する排出指導を徹底し、廃棄物の適正処理を進め、事業系ごみの減量を図る。</li> <li>○ 不法投棄対策 町民や事業者への啓発や監視体制の強化などの防止対策を実施する。 また、東郷町ポイ捨て等禁止条例を通して、清潔で快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進する。</li> </ul>
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりのごみ排出量：874g/人・日（令和8年度）</li> <li>・1人1日当たりの処理しなければならない家庭系のごみ量（資源ごみ除く）： 496g/人・日（令和8年度）</li> <li>・資源回収率：16.4%（令和8年度）</li> </ul>

### 第3節 本組合が定める計画

本組合で定めている計画の概要は、表2-11に示すとおりです。

表2-11 一般廃棄物処理基本計画（尾三衛生組合）の概要

計画名称	第2期 ごみ処理基本計画
策定年月	平成29年3月
計画期間	平成29年度～令和8年度
基本方針	<b>【中間処理】</b> ○ 適正な中間処理の推進 ① ごみ処理施設の適正な維持管理 ② ごみ処理施設の有効活用 ③ 焼却残渣の適正な処理 ④ 搬入ごみの適正な処理 ⑤ 民間事業者との連携強化 <b>【最終処分】</b> ○ 適正な最終処分の推進 ① 最終処分量の削減
数値目標	最終処分量の削減目標 ・令和8年度に平成24年度比で約30%の最終処分量を削減

## 第3章 地域の概況

### 第1節 自然的状況

#### 第1項 位置及び地理的状況

構成市町の位置は、図3-1に示すとおりです。

組合圏域は、中部経済圏の中心都市である名古屋市と自動車産業を中心とした豊田市の間に位置し、名鉄豊田線、名古屋市営地下鉄、東名高速道路など、地理的・社会的条件に恵まれ、通勤圏の適地として住宅化、商業化、工業団地の造成が活発であり、都市化が進んでいます。



図3-1 構成市町の位置

## 第2項 気象

組合圏域の気候は、比較的穏やかとされています。

過去5年間（平成29（2017）年から令和3（2021）年）の降水量及び平均気温は、表3-1及び表3-2、月別年平均降水量及び平均気温は、図3-2に示すとおりです。

過去5年間の平均降水量は約1,732mm、平均気温は16.7℃となっています。

令和3（2021）年は降水量が約1,999mm、平均気温が16.8℃となっています。

表3-1 降水量

(単位：mm)

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年	24.5	48.0	74.0	158.0	64.5	133.0	265.0	221.5	107.5	530.0	47.5	28.0	1,701.5
平成30年	41.0	17.5	202.5	213.5	253.5	193.5	152.5	128.0	365.5	23.5	44.0	60.5	1,695.5
令和元年	14.5	56.5	80.0	117.5	146.0	172.0	283.5	204.0	39.0	356.5	18.0	68.0	1,555.5
令和2年	55.5	53.5	149.5	111.0	135.0	230.0	405.5	13.0	230.5	269.0	36.5	22.0	1,711.0
令和3年	56.5	46.5	203.5	192.0	254.0	137.0	312.5	347.0	224.0	65.0	71.5	89.0	1,998.5
平均	38.4	44.4	141.9	158.4	170.6	173.1	283.8	182.7	193.3	248.8	43.5	53.5	1,732.4

資料：気象庁（観測地点：名古屋）

表3-2 平均気温

(単位：℃)

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	4.8	5.2	8.4	14.7	20.5	22.4	28.1	28.1	23.6	17.9	11.5	5.7	15.9
平成30年	3.8	4.7	11.2	16.5	19.8	23.4	29.3	29.7	23.6	18.9	13.8	8.1	16.9
令和元年	5.1	7.2	10.1	14.1	20.4	23.1	25.9	28.9	26.7	20.3	13.4	8.8	17.0
令和2年	7.6	7.1	10.7	13.4	20.6	24.6	25.4	30.3	25.4	18.0	14.0	7.4	17.0
令和3年	5.0	7.5	12.0	15.2	19.5	23.4	27.4	27.8	24.1	19.9	13.0	7.3	16.8
平均	5.3	6.3	10.5	14.8	20.2	23.4	27.2	29.0	24.7	19.0	13.1	7.5	16.7

資料：気象庁（観測地点：名古屋）

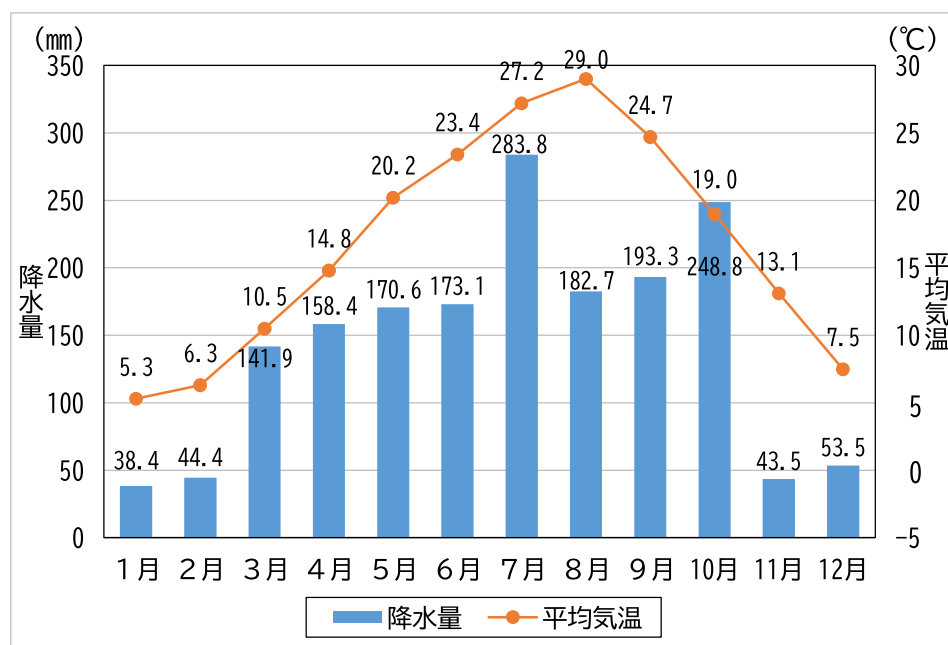


図3-2 月別年平均降水量及び平均気温（5年間平均）

## 第2節 社会的状況

### 第1項 人口動態

組合圏域における人口及び世帯数の推移は、表3-3及び図3-3に示すとおりです。

組合圏域人口は、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度までの10年間で11,417人（6.1%）、日進市は7,677人（9.0%）、みよし市は2,077人（3.5%）、東郷町は1,663人（4.0%）増加しています。

組合圏域世帯数は、10年間で10,426世帯（14.6%）増加しています。

表3-3 組合圏域人口及び世帯数

市町名	年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	人口	人										
日進市	人口	人	85,365	86,099	87,084	88,256	89,202	90,154	90,974	91,652	92,562	93,042
	世帯数	世帯	33,368	33,778	34,444	35,043	35,692	36,409	37,042	37,560	38,239	38,702
みよし市	人口	人	59,141	59,474	59,885	60,365	60,860	61,070	61,153	61,040	61,236	61,218
	世帯数	世帯	22,074	22,299	22,700	23,118	23,541	23,834	24,141	24,363	24,843	25,104
東郷町	人口	人	42,078	42,482	42,596	42,878	43,280	43,525	43,833	44,057	44,003	43,741
	世帯数	世帯	15,901	16,195	16,379	16,645	16,935	17,215	17,525	17,872	18,036	17,963
合計	人口	人	186,584	188,055	189,565	191,499	193,342	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001
	世帯数	世帯	71,343	72,272	73,523	74,806	76,168	77,458	78,708	79,795	81,118	81,769

資料：日進市ホームページ 統計資料 人口と世帯数の推移（翌年度4月1日付）  
みよし市ホームページ 統計資料 行政区別人口統計表（過年度）（翌年度4月1日付）  
東郷町ホームページ 統計資料 行政区別人口と世帯（3月31日付）

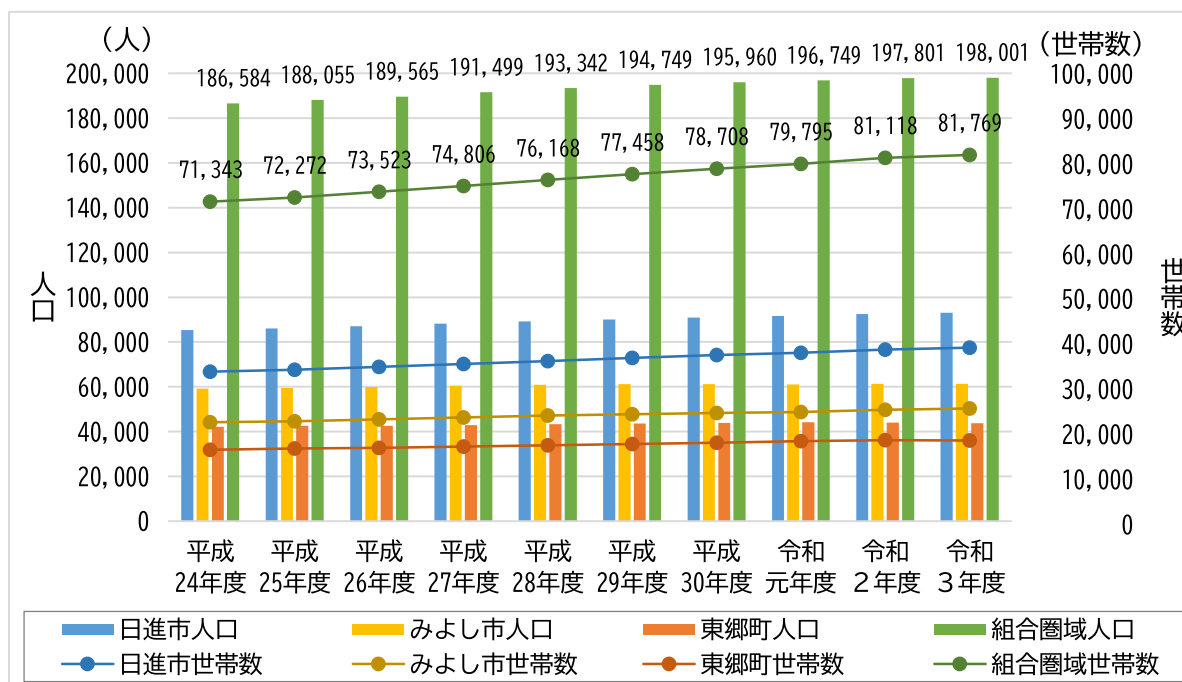


図3-3 組合圏域人口及び世帯数の推移

組合圏域の年齢別人口は、表3-4及び図3-4に示すとおりです。

幼少年人口が30,687人(15.5%)、生産年齢人口が127,193人(64.2%)、老年人口が40,121人(20.3%)となっています。

男女別では、男性が99,717人(50.4%)、女性が98,284人(49.6%)となっていますが、65歳以上の老年人口では男性が45.3%、女性が54.7%となっています。

表3-4 組合圏域年齢別人口(令和3年度)

(単位:人)

項目		男性	女性	合計	構成比率 (%)
年齢区分					
幼少年人口	0～4歳	4,827	4,438	9,265	4.7%
	5～9歳	5,389	5,125	10,514	5.3%
	10～14歳	5,585	5,323	10,908	5.5%
	計	15,801	14,886	30,687	15.5%
生産年齢人口	15～19歳	5,528	5,199	10,727	5.4%
	20～24歳	5,946	5,452	11,398	5.8%
	25～29歳	5,876	5,180	11,056	5.6%
	30～34歳	5,953	5,521	11,474	5.8%
	35～39歳	6,678	6,290	12,968	6.5%
	40～44歳	7,317	6,719	14,036	7.1%
	45～49歳	8,435	8,393	16,828	8.5%
	50～54歳	8,666	8,186	16,852	8.5%
	55～59歳	6,493	5,952	12,445	6.3%
	60～64歳	4,854	4,555	9,409	4.8%
計	65,746	61,447	127,193	64.2%	
老年人口	65～69歳	4,105	4,258	8,363	4.2%
	70～74歳	4,899	5,889	10,788	5.4%
	75～79歳	4,015	4,699	8,714	4.4%
	80～84歳	3,086	3,520	6,606	3.3%
	85～89歳	1,498	2,147	3,645	1.8%
	90～94歳	480	1,060	1,540	0.8%
	95～99歳	81	331	412	0.2%
100歳以上	6	47	53	0.0%	
計	18,170	21,951	40,121	20.3%	
総数	99,717	98,284	198,001	100.0%	

資料:日進市ホームページ\_統計資料\_行政区の年齢別人口(令和4年4月1日付)  
みよし市ホームページ\_統計資料\_行政区別人口統計表(令和4年4月1日付)  
東郷町ホームページ\_統計資料\_行政区別人口と世帯(令和4年3月31日付)

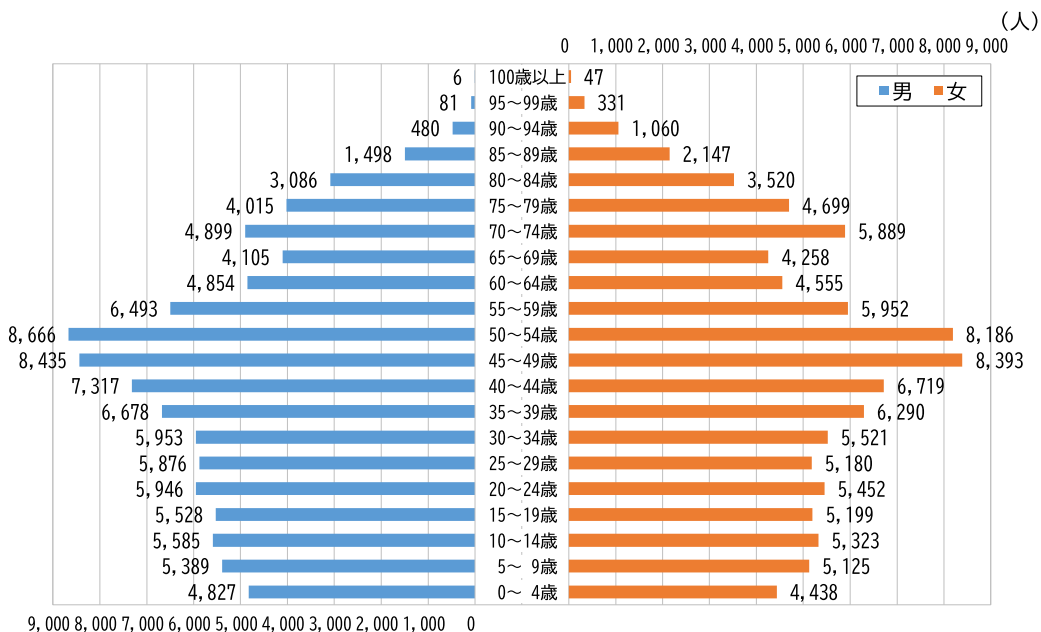


図3-4 組合圏域年齢別人口(令和3年度)

## 第2項 産業

組合圏域の事業所数及び従業者数は、表3-5に示すとおりです。

事業所数が多い業種は、卸売業・小売業（22.3%）、製造業（11.8%）、医療・福祉（10.9%）の順で、従業者数が多いのは製造業（28.7%）、卸売業・小売業（17.6%）、医療・福祉（11.4%）の順となっています。

表3-5 組合圏域事業所数及び従業者数（令和3年）

区分	日進市		みよし市		東郷町		組合圏域				
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所		従業者		
	事業所	人	事業所	人	事業所	人	事業所	(%)	人	(%)	
全産業		2,574	32,036	1,852	35,819	1,372	16,814	5,798	100.0%	84,669	100.0%
第一次産業	農林漁業	8	112	11	85	4	63	23	0.4%	260	0.3%
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	270	2,095	163	906	151	877	584	10.1%	3,878	4.6%
	製造業	192	4,203	290	15,514	201	4,597	683	11.8%	24,314	28.7%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	9	148	1	3	2	102	12	0.2%	253	0.3%
	情報通信業	20	364	4	23	7	21	31	0.5%	408	0.5%
	運輸業・郵便業	35	1,593	68	3,225	16	378	119	2.1%	5,196	6.1%
	卸売業・小売業	585	6,426	370	5,250	340	3,212	1,295	22.3%	14,888	17.6%
	金融業・保険業	26	272	17	295	12	100	55	0.9%	667	0.8%
	不動産業・物品賃貸業	204	657	149	432	42	130	395	6.8%	1,219	1.5%
	学術研究・専門・技術サービス業	106	673	47	724	50	154	203	3.5%	1,551	1.8%
	宿泊業・飲食サービス業	253	2,957	176	1,844	115	981	544	9.4%	5,782	6.8%
	生活関連サービス業・娯楽業	216	1,245	135	844	102	987	453	7.8%	3,076	3.6%
	教育・学習支援業	163	4,094	86	1,573	76	824	325	5.6%	6,491	7.7%
	医療・福祉	307	4,931	188	2,489	136	2,200	631	10.9%	9,620	11.4%
	複合サービス事業	11	419	8	151	5	47	24	0.4%	617	0.7%
	サービス事業（他に分類されないもの）	161	1,373	128	1,504	105	1,462	394	6.8%	4,339	5.1%
公務（他に分類されないものを除く）	8	474	11	957	8	679	27	0.5%	2,110	2.5%	

資料：令和3年経済センサス-活動調査



### 第3節 土地利用状況

組合圏域の地目別土地利用面積は、表3-6及び図3-5に示すとおりです。

組合圏域内では、宅地が27.7%と多く、次いで山林・原野・雑種地の13.3%となっています。

表3-6 組合圏域地目別土地利用面積（令和3年）

(単位：ha)

区分 市町名	総面積	田	畑	宅地	山林・原野 雑種地	その他
日進市	3,491	366	236	941	410	1,538
みよし市	3,219	422	415	959	377	1,046
東郷町	1,803	269	109	454	347	624
組合圏域	8,513	1,057	760	2,354	1,134	3,208

資料：にっしんの統計書 令和4年版（令和4年8月）（令和3年1月1日付）  
みよしものしり専科（みよしの統計）令和3年度版（令和3年1月1日付）  
東郷町の統計 令和3年版（2021）（令和3年1月1日付）

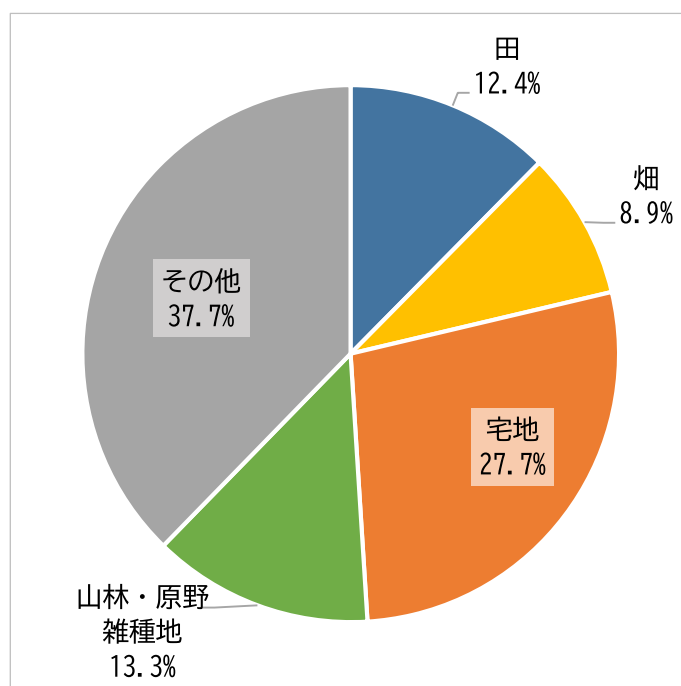


図3-5 組合圏域地目別土地利用面積比率（令和3年）

## 第4章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

#### 第1項 ごみの分別区分

構成市町のごみの分別区分は、表4-1に示すとおりです。

組合に搬入されるものとしては、可燃ごみ、金属、陶磁器・ガラス、乾電池・蛍光管及び粗大ごみです。

表4-1 分別区分（令和4年4月現在）

〔組合関係〕

分別区分	主なごみの種類
可燃ごみ	生ごみ、草木類、紙類、布、布団、皮革類、ゴム類、プラスチック類など
金属	金属類
陶磁器・ガラス	陶磁器類、ガラス製品類など
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	家具類、寝具類、自転車、電化製品（家電リサイクル法対象品を除く）など
処理できないごみ	プロパンガスボンベ類、ガソリン・灯油類、オイル・塗料類、火薬・農薬・薬品類、コンクリートがら・ブロック、レンガ、土・砂・石、瓦、焼却灰、自動車・オートバイの部品、タイヤ・ホイール、耐火金庫、火鉢、ピアノ、浴槽、消火器、オートバイなど
	家電リサイクル法対象品 （テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
	資源有効利用促進法対象品
	その他有効なりサイクル方法があるもの
	産業廃棄物

〔構成市町独自関係〕

分別区分	主なごみの種類	
資源ごみ	紙類	新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装・雑がみ、その他の紙製容器包装、紙パック
	びん類	飲食用びん・化粧品びん
	缶類	飲食用のアルミ缶・スチール缶
	プラスチック類	プラスチック製容器包装、白色トレイ、ペットボトル、ペットボトルのキャップ
	布類	古着
	小型家電	電気・電池で動く使用済みの小型家電 等
	その他	蛍光管、廃食油、乾電池、ボタン電池、充電式電池、木製の割りばし、インクカートリッジ、水銀入り体温計、スプレー缶、使い捨てライター、バッテリー

注）構成市町で回収品目が多少異なります。

## 第2項 ごみ処理フロー

本組合に搬入されるごみの処理フローは、図4-1に示すとおりです。

可燃ごみは、東郷美化センターごみ焼却施設で焼却処理を行い、発生した焼却灰から鉄類を回収しています。その後、焼却残渣（焼却灰、飛灰）は委託による最終処分を行い、分別した鉄類と一部の焼却灰は資源化を行っています。

金属、粗大ごみは、東郷美化センターリサイクルプラザで鉄類・廃家電等の資源物を回収し、残ったものは破碎・選別処理を行います。処理後に発生する可燃物（可燃性残渣）は東郷美化センターごみ焼却施設で焼却処理、不燃物（不燃性残渣）は委託による最終処分を行い、鉄類とアルミ類については資源化を行っています。

陶磁器・ガラスは、手選別のうえ陶磁器、ガラス及びガラスびんに分別し、資源化を行っています。なお、陶磁器、ガラスについては、令和5（2023）年度から埋立処分する予定となっています。

また、乾電池及び蛍光管は、東郷美化センターに一時保管した後、資源化を行っています。

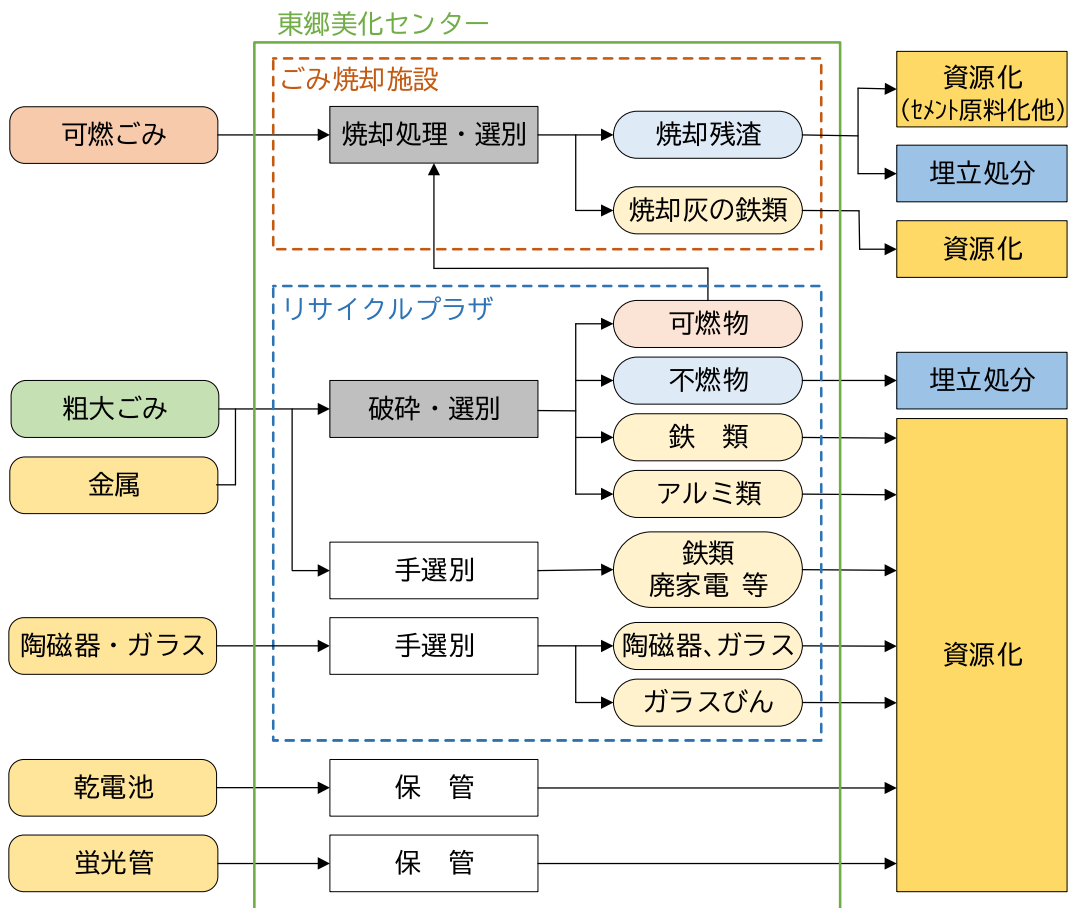


図4-1 ごみ処理フロー（組合搬入分）（令和4年4月現在）

## 第2節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

### 第1項 ごみ排出量の実績

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）のごみ排出量の実績を、以下に示します。

#### （1）日進市

日進市のごみ排出量実績は、表4-2及び図4-2に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位とも、総体的に減少傾向を示しています。

表4-2 ごみ排出量の実績（日進市）

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口	人		90,154	90,974	91,652	92,562	93,042
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	16,240	15,702	16,279	16,813	16,400
	可燃ごみ	t/年	14,419	14,354	14,793	15,113	14,854
	不燃ごみ	t/年	903	1	1	0	0
	粗大ごみ	t/年	897	993	1,092	1,249	1,181
	金属	t/年	0	328	329	426	340
	陶磁器・ガラス	t/年	0	0	39	0	0
	乾電池	t/年	16	20	20	21	21
	蛍光管	t/年	5	6	5	4	4
	事業系ごみ	t/年	5,549	5,889	5,872	5,257	5,403
	可燃ごみ	t/年	5,527	5,859	5,869	5,254	5,402
不燃ごみ	t/年	2	3	0	0	0	
粗大ごみ	t/年	20	27	3	3	1	
家庭系ごみ+事業系ごみ		t/年	21,789	21,591	22,151	22,070	21,803
集団回収	t/年	3,401	3,015	2,917	2,257	2,222	
市独自処理（資源）	t/年	3,353	3,529	3,450	3,281	3,187	
ごみ総排出量	t/年	28,543	28,135	28,518	27,608	27,212	
	原単位	g/人・日	867	847	850	817	801

※可燃ごみは草ごみを含みます。

金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は資源ごみです。

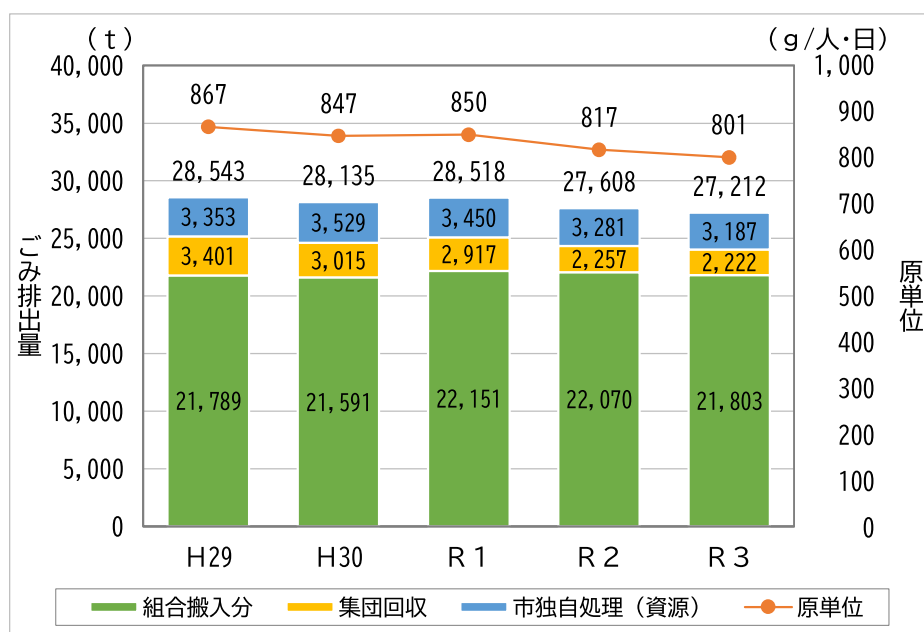


図4-2 ごみ排出量の推移（日進市）

(2) みよし市

みよし市のごみ排出量実績は、表4-3及び図4-3に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位とも、総体的に減少傾向を示しています。

表4-3 ごみ排出量の実績（みよし市）

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口		人	61,070	61,153	61,040	61,236	61,218
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	11,672	11,548	11,758	11,794	11,529
	可燃ごみ	t/年	10,295	10,457	10,570	10,544	10,380
	不燃ごみ	t/年	824	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	537	626	730	772	744
	金属	t/年	0	334	303	303	245
	陶磁器・ガラス	t/年	0	113	139	157	144
	乾電池	t/年	12	13	12	14	13
	蛍光管	t/年	4	5	4	4	3
	事業系ごみ	t/年	5,151	5,309	5,450	5,003	5,382
	可燃ごみ	t/年	5,133	5,294	5,435	4,991	5,370
	不燃ごみ	t/年	5	6	8	5	2
	粗大ごみ	t/年	13	9	7	7	10
家庭系ごみ+事業系ごみ		t/年	16,823	16,857	17,208	16,797	16,911
集団回収		t/年	265	320	263	58	93
市独自処理（資源）		t/年	2,860	2,378	2,333	2,417	2,321
ごみ総排出量		t/年	19,948	19,555	19,804	19,272	19,325
原単位		g/人・日	895	876	886	862	865

※可燃ごみは草ごみを含みます。  
金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は資源ごみです。

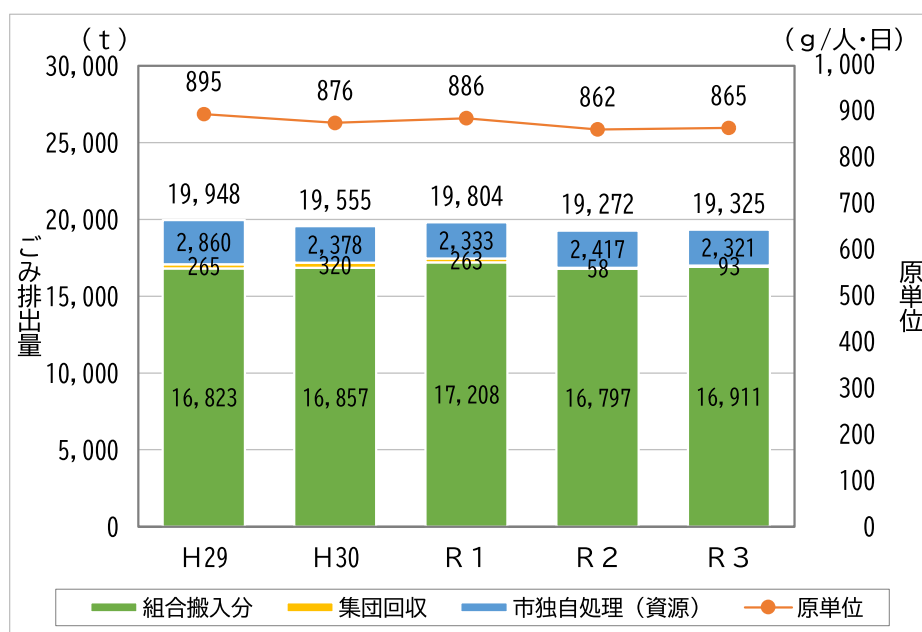


図4-3 ごみ排出量の推移（みよし市）

(3) 東郷町

東郷町のごみ排出量実績は、表4-4及び図4-4に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位とも、平成29(2017)年度から令和2(2020)年度にかけてほぼ横ばいを示し、令和3(2021)年度に減少しています。

表4-4 ごみ排出量の実績(東郷町)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
人口	人	43,525	43,833	44,057	44,003	43,741	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	8,991	8,956	9,120	9,119	8,787
	可燃ごみ	t/年	7,836	7,897	7,978	7,982	7,739
	不燃ごみ	t/年	366	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	548	572	692	672	637
	金属	t/年	192	356	318	319	267
	陶磁器・ガラス	t/年	40	119	120	136	132
	乾電池	t/年	7	9	9	8	9
	蛍光管	t/年	2	3	3	2	3
	事業系ごみ	t/年	2,797	2,937	2,856	3,056	3,006
	可燃ごみ	t/年	2,772	2,917	2,838	3,039	2,990
	不燃ごみ	t/年	1	1	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	24	19	18	17	16
	家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	11,788	11,893	11,976	12,175	11,793
集団回収	t/年	1,013	931	882	808	766	
町独自処理(資源)	t/年	1,327	1,364	1,388	1,399	1,350	
ごみ総排出量	t/年	14,128	14,188	14,246	14,382	13,909	
原単位	g/人・日	889	887	883	895	871	

※可燃ごみは草ごみを含みます。  
金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は資源ごみです。

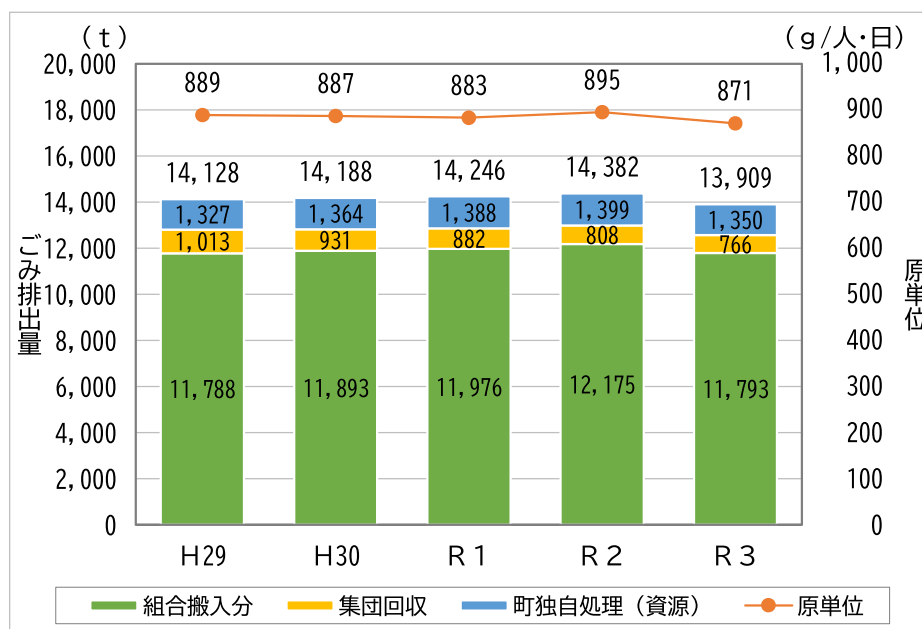


図4-4 ごみ排出量の推移(東郷町)

#### (4) 構成市町全体

構成市町全体のごみ排出量実績は、表4-5及び図4-5に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位とも、総体的に減少傾向を示しています。

また、組合搬入量実績は、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間で人口が約3,200人増加していますが、構成市町のごみ減量の施策により、ほぼ横ばいとなっています。

表4-5 ごみ排出量の実績(構成市町全体)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
人口	人	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	36,903	36,206	37,157	37,726	36,716
	可燃ごみ	t/年	32,550	32,708	33,341	33,639	32,973
	不燃ごみ	t/年	2,093	1	1	0	0
	粗大ごみ	t/年	1,982	2,191	2,514	2,693	2,562
	金属	t/年	192	1,018	950	1,048	852
	陶磁器・ガラス	t/年	40	232	298	293	276
	乾電池	t/年	35	42	41	43	43
	蛍光管	t/年	11	14	12	10	10
	事業系ごみ	t/年	13,497	14,135	14,178	13,316	13,791
	可燃ごみ	t/年	13,432	14,070	14,142	13,284	13,762
	不燃ごみ	t/年	8	10	8	5	2
	粗大ごみ	t/年	57	55	28	27	27
	家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	50,400	50,341	51,335	51,042	50,507
集団回収	t/年	4,679	4,266	4,062	3,123	3,081	
市町独自処理(資源)	t/年	7,540	7,271	7,171	7,097	6,858	
ごみ総排出量	t/年	62,619	61,878	62,568	61,262	60,446	
	原単位	g/人・日	881	865	869	849	836

※可燃ごみは草ごみを含みます。  
金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は資源ごみです。

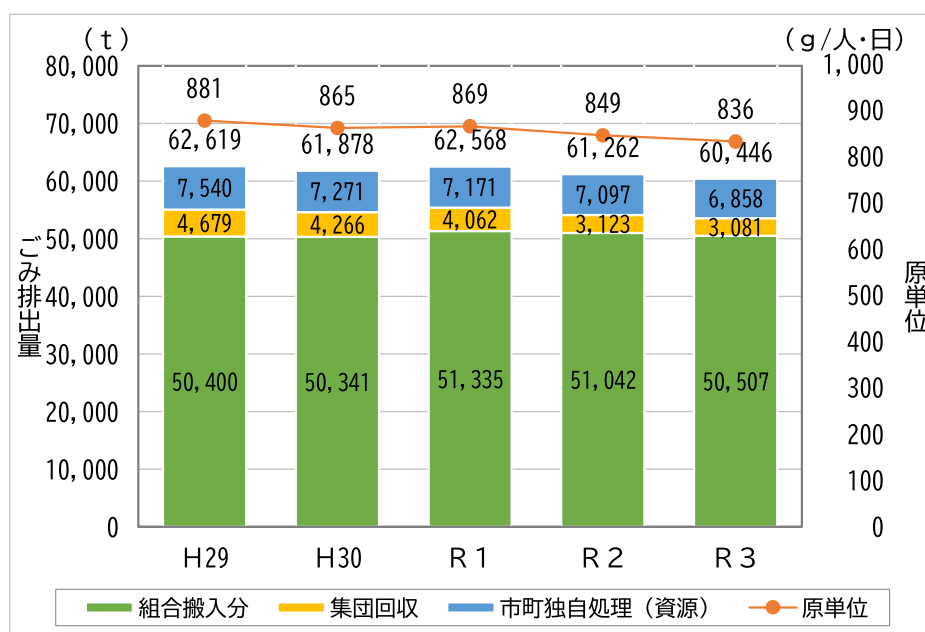


図4-5 ごみ排出量の推移(構成市町全体)

## 第2項 ごみの性状

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）のごみの性状を以下に示します。

### （1）可燃ごみの性状

可燃ごみのごみ質分析結果は、表4-6、図4-6及び図4-7に示すとおりです。

種類組成は、令和3（2021）年度において、紙・布類（52.2%）が多く、次いでプラスチック・ビニール類（18.2%）、木・竹・わら類（18.1%）、ちゅう芥類（6.7%）の順となっています。

三成分では、令和3（2021）年度に、水分42.8%、灰分6.1%、可燃分51.1%となっています。低位発熱量は10,675kJ/kgとなっています。

表4-6 可燃ごみのごみ質分析結果

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類組成	紙・布類	%	44.6	37.5	33.7	46.3	52.2
	プラスチック・ビニール類	%	26.6	31.3	24.2	25.8	18.2
	ゴム・皮革類	%	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1
	木・竹・わら類	%	13.8	13.5	22.4	10.0	18.1
	ちゅう芥類	%	7.5	10.8	7.6	12.0	6.7
	不燃物類	%	3.5	3.5	1.3	3.0	1.7
	その他	%	3.7	3.1	10.7	2.7	3.0
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	112	163	130	143	110	
三成分	水分	%	41.6	43.2	45.1	48.0	42.8
	灰分	%	7.9	7.4	9.1	6.0	6.1
	可燃分	%	50.5	49.4	45.8	46.0	51.1
低位発熱量※	kcal/kg	2,650	2,650	2,325	2,250	2,550	
	kJ/kg	11,050	11,100	9,675	9,400	10,675	

※燃焼の際に発生する水蒸気の蒸発潜熱を含まない発熱量



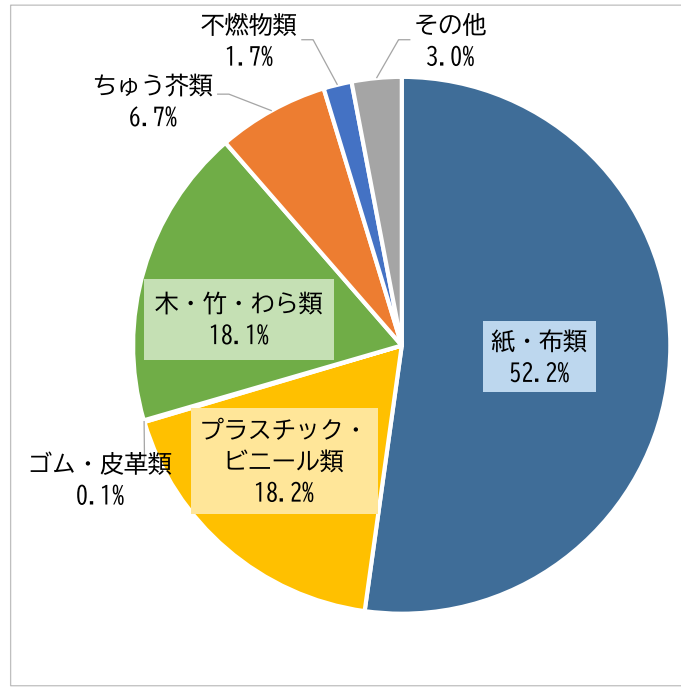


図4-6 可燃ごみの種類組成（令和3年度）

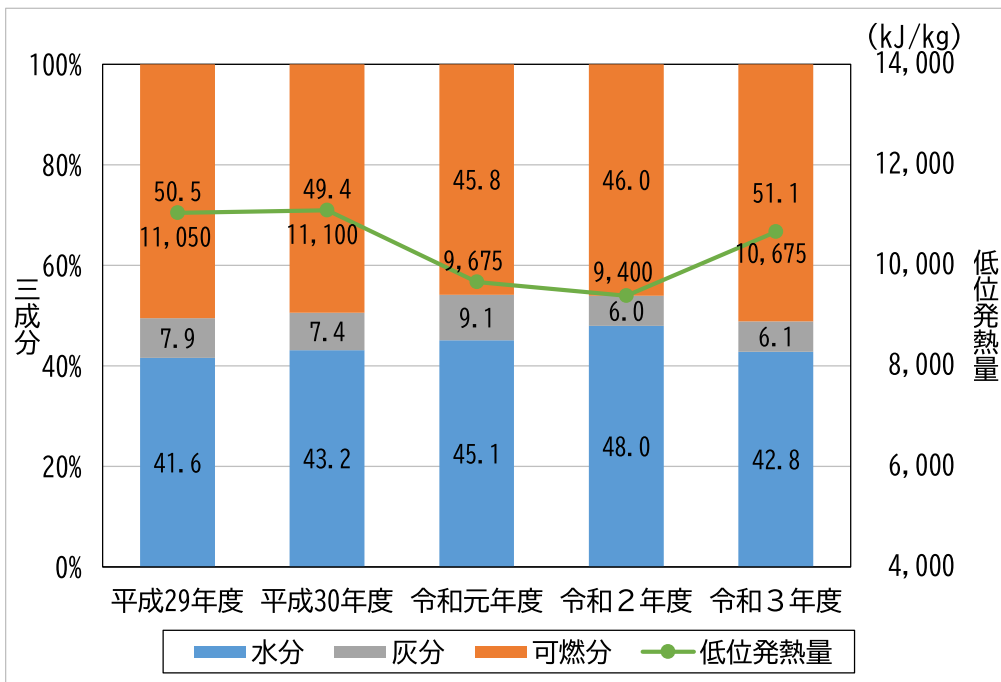


図4-7 可燃ごみの三成分及び低位発熱量の推移

## (2) 金属の性状

金属のごみ質分析結果は、表4-7、図4-8及び図4-9に示すとおりです。  
 種類組成は、令和3（2021）年度において、鉄類が34.8%、プラスチック・ビニール類が23.7%、非鉄金属類9.4%で、合わせて約7割を占めています。  
 三成分では、令和3（2021）年度に、水分4.2%、灰分57.8%、可燃分38.0%となっており、低位発熱量は12,000kJ/kgで、他の年度より高くなっています。  
 なお、平成30（2018）年度より不燃ごみを金属、陶磁器・ガラスとしての収集へ変更しました。

表4-7 金属のごみ質分析結果

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類組成	紙類	%	1.7	0.8	0.8	2.3	3.8
	布類	%	0.3	0.8	0.5	0.7	5.3
	木・竹・わら類	%	1.5	3.0	2.5	6.0	7.7
	ゴム類	%	0.5	0.0	0.0	0.6	1.2
	皮革類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	鉄類	%	42.9	31.3	54.3	59.8	34.8
	非鉄金属類	%	5.8	27.3	18.6	14.1	9.4
	プラスチック・ビニール類	%	28.8	22.5	16.7	12.8	23.7
	発泡スチロール類	%	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	陶器類	%	2.8	0.6	0.7	0.4	3.4
	石・コンクリート類	%	0.4	0.8	0.0	0.4	0.1
	ガラス類	%	7.0	1.9	1.9	0.8	0.7
その他	%	8.2	11.0	3.9	2.1	9.8	
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	287	312	211	230	175	
三成分	水分	%	3.7	5.6	1.8	2.3	4.2
	灰分	%	70.0	71.7	79.7	77.1	57.8
	可燃分	%	26.3	22.7	18.5	20.6	38.0
低位発熱量*	kcal/kg	1,250	545	1,440	1,350	2,800	
	kJ/kg	5,250	2,150	6,000	5,750	12,000	

※燃焼の際に発生する水蒸気の蒸発潜熱を含まない発熱量

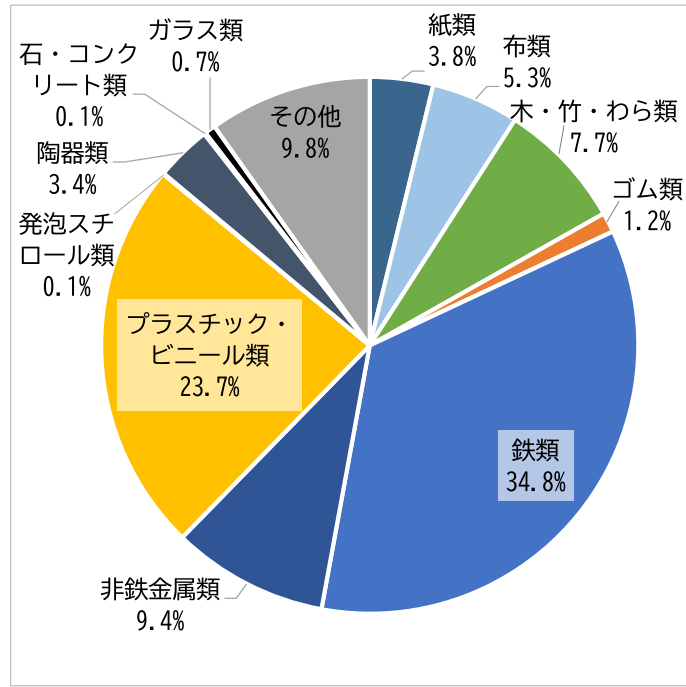


図4-8 金属の種類組成（令和3年度）

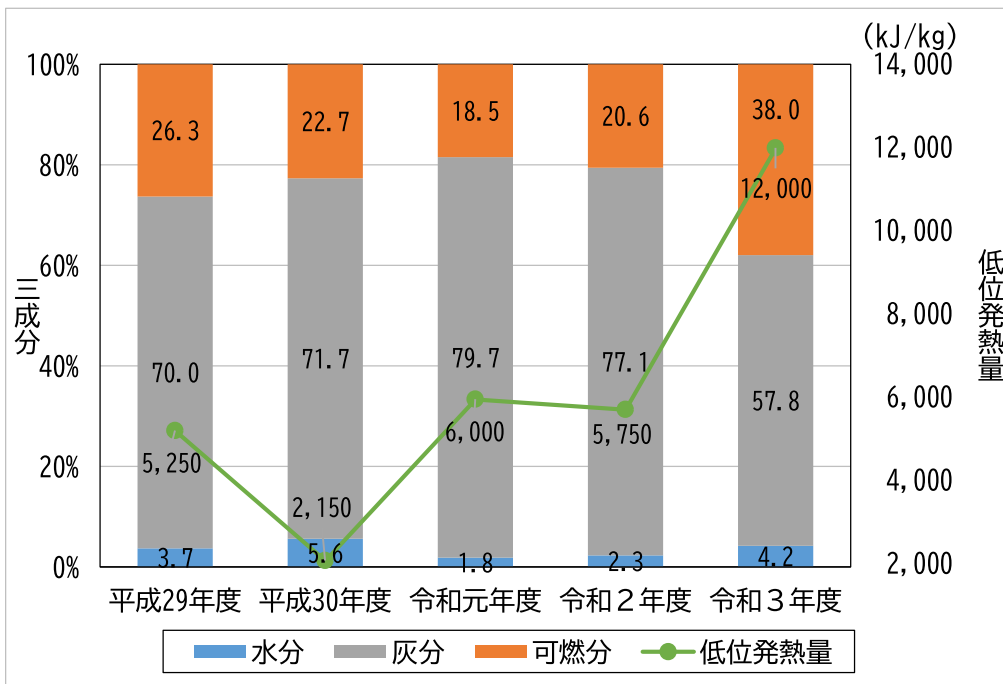


図4-9 金属の三成分及び低位発熱量の推移

(3) 不燃物（金属・粗大ごみ破碎選別処理後の不燃残渣）の性状

不燃物のごみ質分析結果は、表4-8、図4-10及び図4-11に示すとおりです。

種類組成は、令和3(2021)年度において、プラスチック・ビニール類が19.7%となっています。

三成分では、令和3(2021)年度に、水分3.7%、灰分75.0%、可燃分21.3%となっており、低位発熱量は4,800kJ/kgで、他の年度より低くなっています。

表4-8 不燃物のごみ質分析結果

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類組成	紙類	%	0.6	0.6	1.1	0.9	0.4
	布類	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	木・竹・わら類	%	1.0	1.7	13.1	2.0	2.6
	ゴム類	%	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0
	皮革類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	鉄類	%	3.2	5.8	3.4	9.4	2.8
	非鉄金属類	%	1.0	8.8	1.8	4.4	1.6
	プラスチック・ビニール類	%	18.8	33.6	13.4	26.2	19.7
	発泡スチロール類	%	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
	陶器類	%	6.1	5.3	5.2	6.2	6.8
	石・コンクリート類	%	1.4	0.3	0.6	2.4	0.9
	ガラス類	%	18.8	11.6	8.9	14.2	11.9
	その他	%	48.8	32.2	52.5	33.9	53.1
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	853	591	702	750	640	
三成分	水分	%	3.0	3.8	3.8	2.6	3.7
	灰分	%	80.5	66.2	69.7	72.1	75.0
	可燃分	%	16.5	30.0	26.5	25.3	21.3
低位発熱量※	kcal/kg	1,600	1,550	1,800	1,700	1,150	
	kJ/kg	6,550	6,650	7,550	7,200	4,800	

※燃焼の際に発生する水蒸気の蒸発潜熱を含まない発熱量

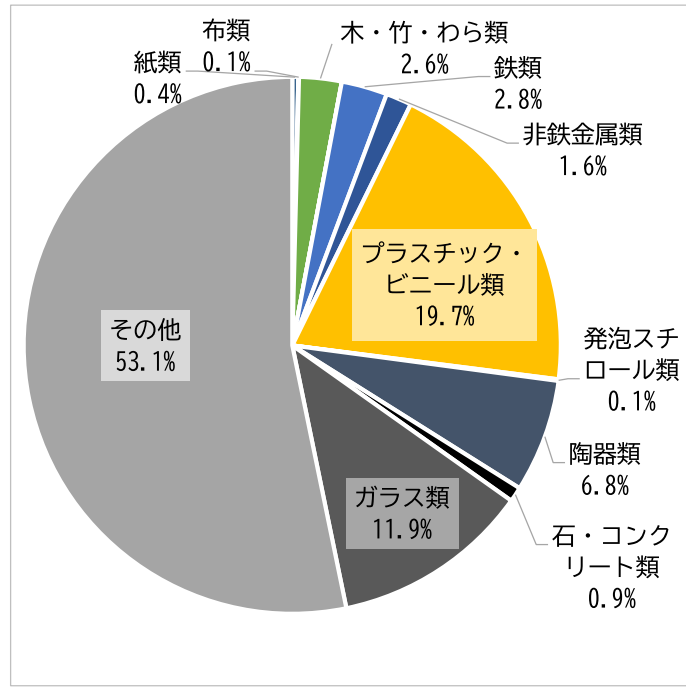


図4-10 不燃物の種類組成 (令和3年度)

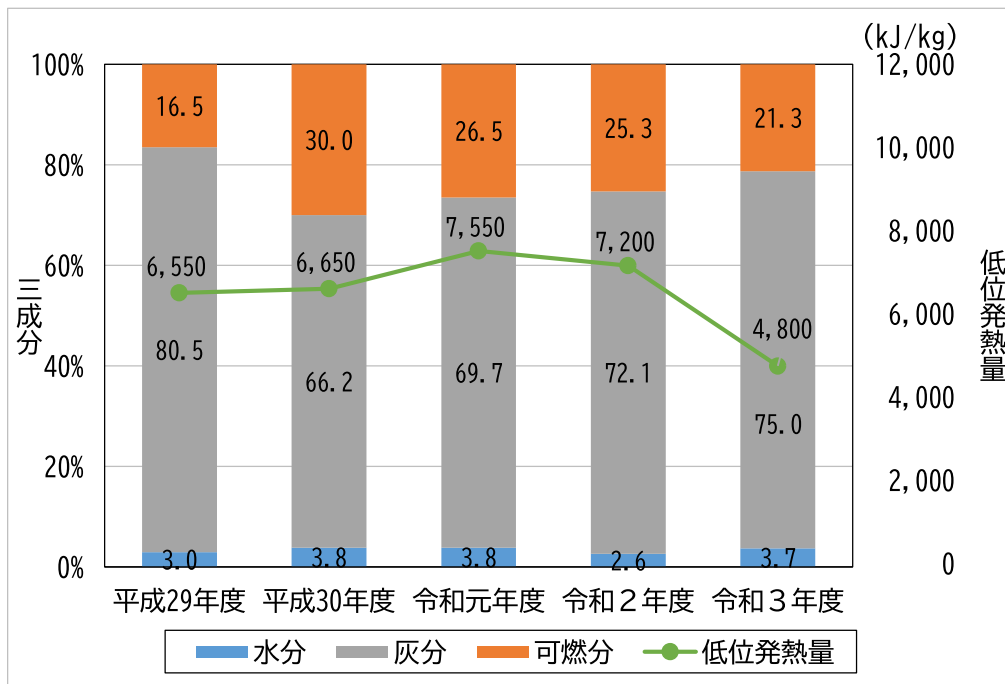


図4-11 不燃物の三成分及び低位発熱量の推移

### 第3節 ごみ処理体制

本組合では、搬入されたごみの中間処理（焼却処理や破碎・選別処理等）を行っています。ごみの収集・運搬については、構成市町で実施しています。

ごみの処理体制は、図4-12に示すとおりです。

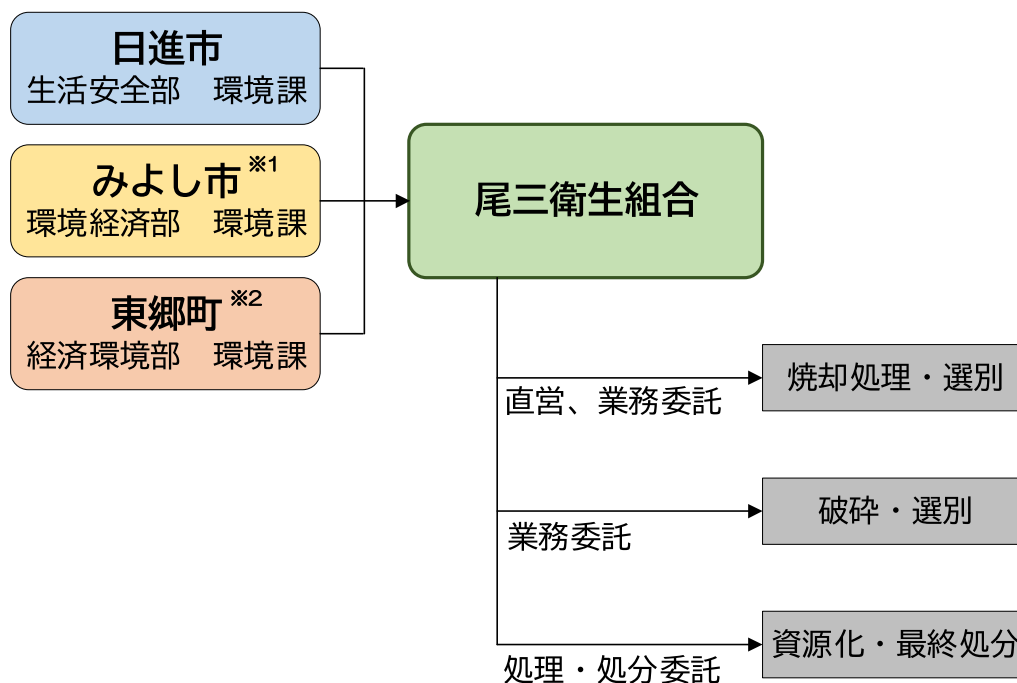


図4-12 ごみ処理体制（令和4年4月現在）

※1 みよし市の組織機構改革により、令和5（2023）年4月から「市民経済部 生活環境課」へ名称が変更となります。

※2 東郷町の組織機構改革により、令和5（2023）年4月から「都市環境部 環境課」へ名称が変更となります。

## 第4節 収集・運搬の状況

構成市町のごみの分別区分と排出形態は、表4-9に示すとおりです。

収集頻度は、可燃ごみが週2回と統一されていますが、金属類、陶磁器・ガラス、びん・かんが月1回もしくは月2回の地域があります。

排出形態については、可燃ごみ及び金属類が指定袋で統一されていますが、陶磁器・ガラスは指定袋と収集容器の地域があります。

表4-9 排出形態等

ごみの区分	日進市		みよし市		東郷町	
	収集頻度	排出形態	収集頻度	排出形態	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	週2回	指定袋	週2回	指定袋	週2回	指定袋
プラスチック製容器包装	週1回	指定袋	週1回	指定袋	-	-
金属類	月1回	指定袋	月2回	指定袋	月2回	指定袋
陶磁器・ガラス	月2回	収集容器	月1回	指定袋	月1回	指定袋
びん・かん	月2回	収集容器	月1回	収集容器	-	-
ペットボトル	-	-	月1回	収集ネット	-	-
発火性危険物	月1～3回	任意の袋 (透明・半透明)	-	-	-	-
粗大ごみ	予約制	処理券	予約制	処理券	予約制	処理券
指定袋料金	燃えるごみ(大) 15円/枚 燃えるごみ(小) 10円/枚 プラスチック製容器包装(大) 15円/枚 プラスチック製容器包装(小) 10円/枚 金属類(大) 15円/枚 金属類(小) 10円/枚 粗大ごみ処理券 510円/枚		燃やすごみ(大) 15円/枚 燃やすごみ(小) 10円/枚 プラスチック製容器包装(大) 15円/枚 プラスチック製容器包装(小) 10円/枚 金属類(大) 15円/枚 金属類(小) 10円/枚 陶磁器・ガラス(大) 15円/枚 陶磁器・ガラス(小) 10円/枚 粗大ごみ処理券 500円/枚		燃えるごみ(大) 15円/枚 燃えるごみ(小) 10円/枚 金属類(大) 15円/枚 金属類(小) 10円/枚 陶磁器・ガラス(大) 15円/枚 陶磁器・ガラス(小) 10円/枚 粗大ごみ処理券 510円/枚	
資源(拠点回収)						
対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類(新聞・チラシ、雑誌、本、段ボール、紙製容器包装、紙パック、その他紙パック)</li> <li>ペットボトル</li> <li>食品白トレイ</li> <li>びん類(ガラスびん)</li> <li>かん類(飲食用)(アルミ缶・スチール缶)</li> <li>発火性危険物(使い捨てライター、スプレー缶)</li> <li>CD・DVDプレーケース</li> <li>ぼろ布(古着、毛布、タオル、シーツ、毛糸製品、革製品)</li> <li>電子機器(携帯電話・スマートフォン、ビデオ/DVDレコーダー・プレーヤー、デジタルカメラ、カーナビ、USBメモリ、ゲーム機、オーディオプレーヤー、タブレット、パソコン(本体のみ))</li> <li>その他(陶磁器・ガラス、金属製調理器具、蛍光灯、廃食用油、電池、充電電池、バッテリー、刃物、割り箸(木製)、インクカートリッジ、水銀入り体温計)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類(新聞・折込広告、雑誌、雑誌、段ボール、紙パック)</li> <li>プラスチック類(プラスチック製容器包装、白色トレイ)</li> <li>ペットボトル</li> <li>びん(飲食用のびん)</li> <li>かん(飲食用のアルミ缶・スチール缶)</li> <li>小型家電製品(携帯電話、パソコン、カメラ、調理家電、生活家電、AV機器、理容用及び医療用機器、パソコン周辺機器、ゲーム機)</li> <li>その他(古着、蛍光灯・蛍光管、廃食用油、陶磁器、小型充電式電池、乾電池、割り箸(木製のみ)、スプレー缶、使い捨てライター、バッテリー、インクカートリッジ、CD・DVD・ケース、水銀入り体温計)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、雑がみ、その他の紙製容器包装)</li> <li>プラスチック類(プラスチック製容器包装、白色トレイ、ペットボトル、ペットボトルのキャップ)</li> <li>びん(飲食用のびん(ガラスびん)、化粧品のびん)</li> <li>かん(飲食用のアルミ缶・スチール缶)</li> <li>小型家電(ゲーム機、扇風機、掃除機、電子レンジ、デジタルカメラ、ビデオデッキ、ヘアドライヤー、トースター、携帯電話、カーオーディオ、ラジカセ、ノートパソコン等)</li> <li>その他(古着、蛍光灯、廃食用油、乾電池・ボタン電池、バッテリー、充電式電池、割りばし(木製)、インクカートリッジ、水銀入り体温計・水銀入り血圧計、スプレー缶、使い捨てライター)</li> </ul>	
排出場所	エコドーム 資源回収場所		リサイクルステーションみよし 市役所 ドラッグストア等		資源回収ステーション ドラッグストア等	

資料：日進市 家庭ごみ&資源の出し方ガイドブック  
みよし市 ごみと資源の出し方・分け方パンフレット  
東郷町 ごみと資源の出し方・分け方

## 第5節 中間処理の状況

中間処理は本組合「東郷美化センター」にて、可燃ごみの焼却処理、金属及び粗大ごみ等の破碎・選別処理を行っています。

### 第1項 東郷美化センターの位置

東郷美化センターの施設平面配置図は、図4-13に示すとおりです。



図4-13 施設平面配置図





## (2) 処理実績

焼却の対象となるものは、可燃ごみ、破碎・選別後の可燃物、可燃性粗大ごみ及び草ごみであり、ごみ焼却施設によって、焼却残渣（焼却灰、飛灰）に減容化しています。

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の焼却処理量及び焼却残渣量の実績は、表4-11及び図4-15に示すとおりです。処理量は平成30（2018）年度に減少しましたが、それ以降は増加傾向を示しており、令和3（2021）年度の焼却処理量は51,542 tとなっています。

表4-11 焼却処理量及び焼却残渣量の実績

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却処理量	t/年	50,196	48,704	51,202	51,275	51,542
焼却残渣量	t/年	6,795	6,084	6,338	6,283	6,372
焼却残渣資源化量	t/年	895	893	888	2,647	2,392
焼却残渣埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980
残渣率	%	13.5	12.5	12.4	12.3	12.4

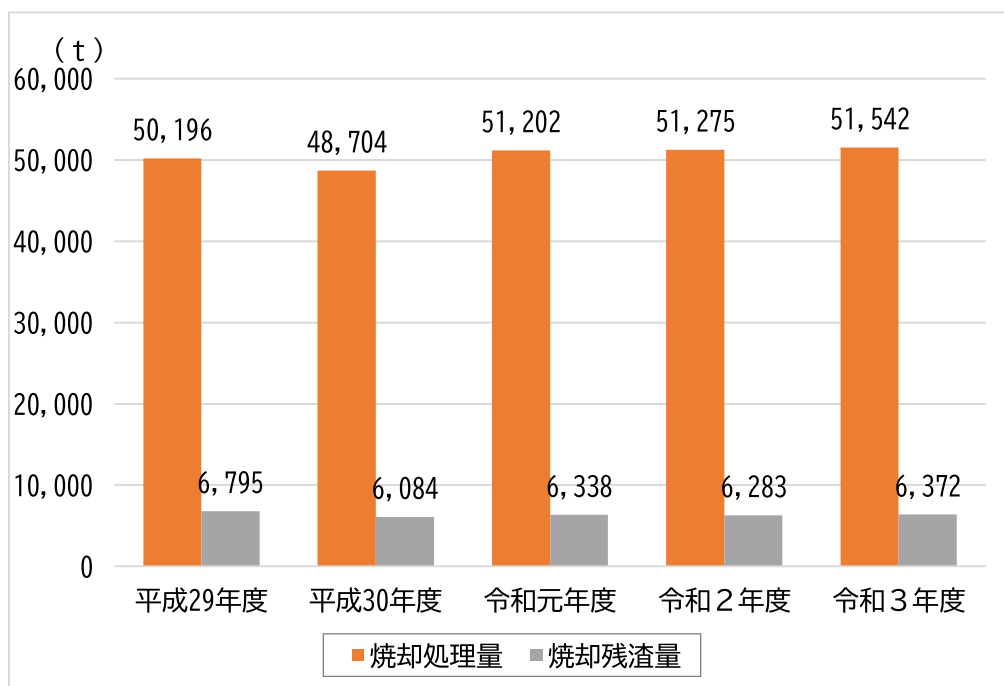


図4-15 焼却処理量及び焼却残渣量の推移

### 第3項 リサイクルプラザの状況

#### (1) 施設概要

リサイクルプラザの概要は表4-12に、金属及び粗大ごみの処理フローは図4-16に示すとおりです。

リサイクルプラザには金属缶（8 t / 5h）・ガラスびん（12 t / 5h）の選別設備がありましたが、老朽化によりガラスびんの処理設備は平成28（2016）年度から、金属缶の処理設備は平成29（2017）年度から停止しています。

また、平成30（2018）年度から分別の変更に伴い、陶磁器・ガラスの破碎処理を停止しました。

表4-12 リサイクルプラザの概要

建築面積	2,793.93m <sup>2</sup>	
延床面積	7,254.61m <sup>2</sup>	
構造	鉄筋（一部鉄骨鉄筋）コンクリート造・一部鉄骨造、地下1階、地上4階	
竣工	平成11年3月	
金属・粗大ごみ	処理能力	55 t / 日（5 h）
	破碎方式	二軸せん断、高速回転せん断併用方式
	選別方式	電磁石式、回転ふるい目、風力選別式

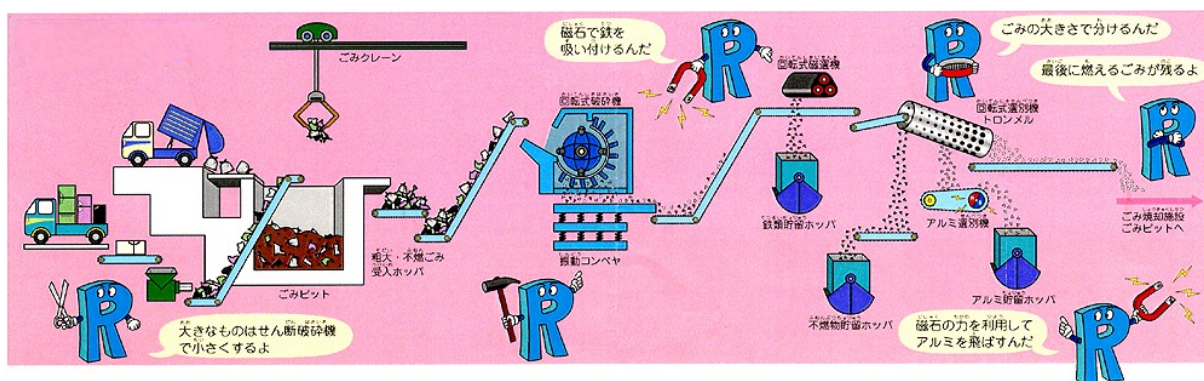


図4-16 金属及び粗大ごみの処理フロー

## (2) 処理実績

処理の対象となるものは、金属及び粗大ごみであり、手選別により資源となるものを回収し、残ったものは破砕機で破砕し、選別機によって可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類に分けられます。

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の処理量実績及び内訳は、表4-13及び図4-17に示すとおりです。平成30（2018）年度から分別の変更により陶磁器・ガラスの破砕処理を停止したこと、硬質プラスチックを可燃ごみとしての収集に変更したことに伴い、処理量は平成30（2018）年度に減少しましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっており、令和3（2021）年度には1,931 tとなっています。

処理量の内訳を見ると、令和3（2021）年度では、可燃物が772 t（40.0%）、不燃物が310 t（16.1%）、鉄類が364 t（18.8%）、アルミ類が60 t（3.1%）、手選回収等が425 t（22.0%）となっています。

表4-13 金属及び粗大ごみ処理量の実績

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
処理量	t/年	3,267	1,913	1,986	2,053	1,931	
内訳	可燃物	t/年	1,978	963	980	974	772
	不燃物	t/年	522	288	281	270	310
	鉄類	t/年	353	275	330	430	364
	アルミ類	t/年	35	26	31	33	60
	手選回収等*	t/年	379	361	364	346	425

※手選回収等とは、鉄類、廃家電等

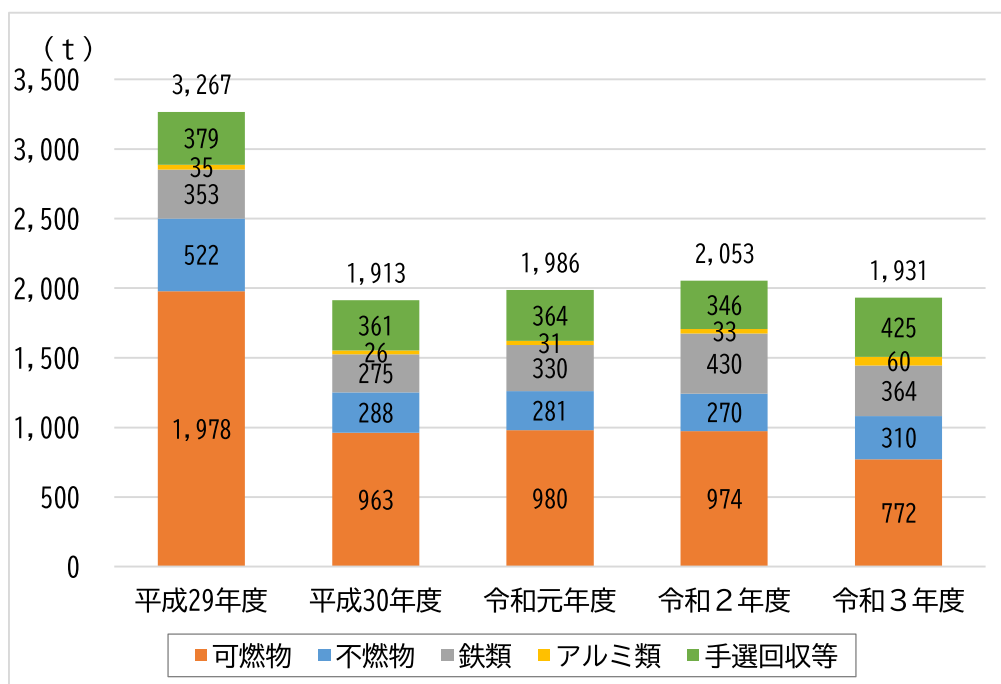


図4-17 金属及び粗大ごみ処理量の推移

## 第4項 資源回収ストックヤードの状況

### (1) 施設概要

資源物の回収・保管を行う施設で、概要は表4-14に示すとおりです。

表4-14 資源回収ストックヤードの概要

建築面積	480.00m <sup>2</sup>
延床面積	480.00m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造、平屋建
竣工	平成28年3月
回収品目	新聞、雑古紙、紙パック、その他紙パック（内側がアルミのもの）、段ボール、食品白トレイ、CD・DVD、CD・DVDケース、使い捨てライター、使用済みスプレー缶、ぼろ布、びん、再利用びん、アルミ缶、スチール缶、金属製調理器具、蛍光灯、廃食用油、使い捨て乾電池、充電電池、バッテリー、刃物、木製割り箸、小型家電製品（特定対象品目）、インクカートリッジ、水銀入り体温計、ペットボトル、電子タバコ

### (2) 回収実績

ペットボトルを令和2（2020）年10月から、電子タバコを令和3（2021）年4月から回収品目に追加し、現在28品目を回収しています。資源回収ストックヤードの回収実績は、表4-15に示すとおりです。

表4-15 資源回収ストックヤードの回収実績

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞	t/年	16	12	10	10	9
雑古紙	t/年	38	39	22	25	23
段ボール	t/年	26	24	25	19	19
ぼろ布	t/年	12	10	8	11	10
小型家電製品	t/年	6	12	9	8	7
その他	t/年	11	12	14	18	20
計	t/年	109	109	88	91	88

## 第5項 エコサイクルプラザの状況

### (1) 施設概要

リサイクル品の修理や展示室、研修室などを備え、管理事務所と兼用の施設で、概要は表4-16に示すとおりです。

表4-16 エコサイクルプラザの概要

建築面積	847.18m <sup>2</sup>
延床面積	2,106.77m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、地上3階
竣工	平成11年3月
設備概要	リサイクル工房、展示室、体験学習室、研修室、浴場、管理部門関係諸室

## 第6節 最終処分の状況

中間処理後に最終処分されるものは、焼却残渣（焼却灰、飛灰）と不燃物（不燃性残渣）です。これらの処分は外部に委託していますが、焼却残渣（焼却灰）の一部はセメント原料や、焼成・加工のうえ路盤材等として資源化しています。

焼却残渣の埋立物は、現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センター、公益財団法人豊田加茂環境整備公社及び民間施設で埋立処分しています。

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の最終処分量（埋立処分）の実績は、表4-17及び図4-18に示すとおりです。

令和2（2020）年度からは、本組合から搬出される焼却残渣のうち、半分以上を埋立処分していた公益財団法人豊田加茂環境整備公社より、埋立容量の減少に伴う搬入量制限が設けられたため、資源化施設への搬出を増量しました。そのため、焼却残渣埋立量が大幅に減量しています。

なお、令和3（2021）年度は受入できなくなった資源化施設があったことから、4,299 t となっています。

表4-17 最終処分量（埋立処分）の実績

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却残渣埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980
不燃物埋立量	t/年	522	288	281	270	310
処理困難物埋立量	t/年	—	—	—	—	9
計	t/年	6,422	5,479	5,731	3,906	4,299

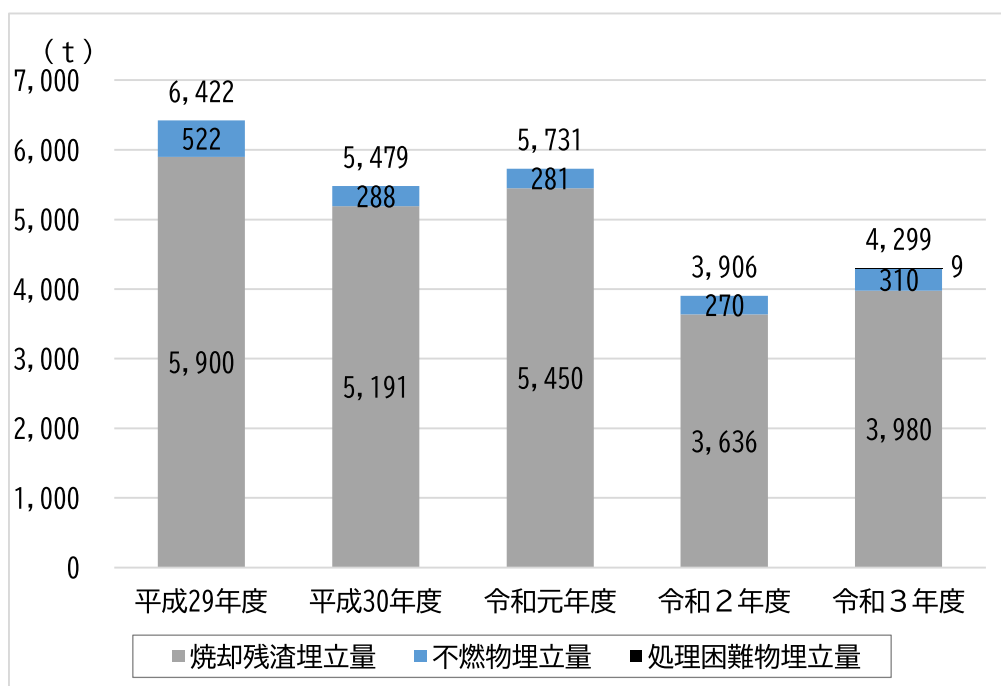


図4-18 最終処分量（埋立処分）の推移



## 第7節 温室効果ガス排出量の状況

本組合から排出される温室効果ガスの要因は、エネルギー起源による排出と非エネルギー起源による排出があります。エネルギー起源によるものとしては、本組合で使用している灯油・電気の使用等があります。非エネルギー起源によるものとしては、廃棄物中のプラスチック・ビニール類の焼却によるものがあります。

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の温室効果ガス排出量の実績は、表4-18及び図4-19に示すとおりです。温室効果ガス総排出量は減少傾向を示しており、令和3（2021）年度に21,464 t-CO<sub>2</sub>となっています。

表4-18 温室効果ガス排出量の実績

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
エネルギー起源		3,948	3,603	3,463	3,271	3,096
ガソリン		7	7	8	7	9
灯油		204	197	187	224	202
軽油		0	2	1	0	0
液化石油ガス（LPG）		0	0	0	0	0
電気使用量（昼間）		2,245	2,040	1,951	1,816	1,732
電気使用量（夜）		1,492	1,357	1,316	1,224	1,153
非エネルギー起源		21,680	23,985	22,162	22,378	18,368
プラスチック焼却量		21,680	23,985	18,844	19,055	15,027
合成繊維焼却量		0	0	3,318	3,323	3,341
排出量合計		25,628	27,588	25,625	25,649	21,464

注）エネルギー起源の電気使用量については、調整前の排出量

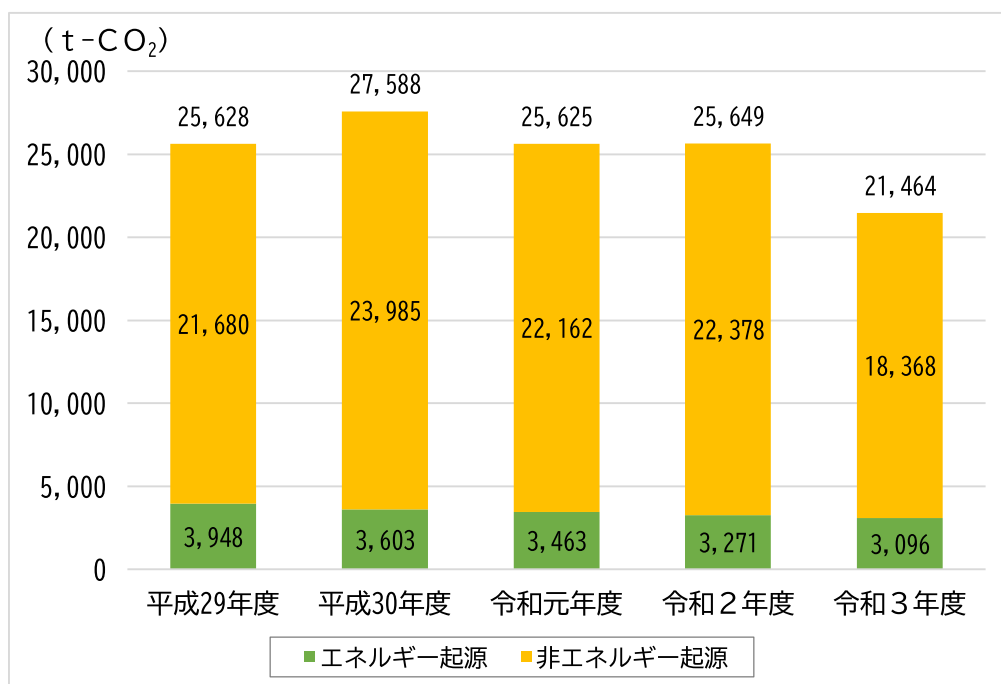


図4-19 温室効果ガス排出量の推移

## 第8節 ごみ処理経費の状況

過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）のごみ処理経費は、表4-19及び図4-20に示すとおりです。

1 t 当たりのごみ処理経費は、増減を繰り返しており、令和3（2021）年度は21,608円となっています。

また、1人当たりのごみ処理経費も、増減を繰り返しており、令和3（2021）年度は5,512円となっています。

表4-19 ごみ処理経費の実績

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営費	千円	1,097,710	1,159,931	1,099,723	1,176,969	1,091,332
ごみ搬入量	t	50,400	50,341	51,335	51,042	50,507
1 t 当たりのごみ処理経費	円/t	21,780	23,041	21,422	23,059	21,608
人口	人	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001
1人当たりのごみ処理経費	円/人	5,637	5,919	5,589	5,950	5,512

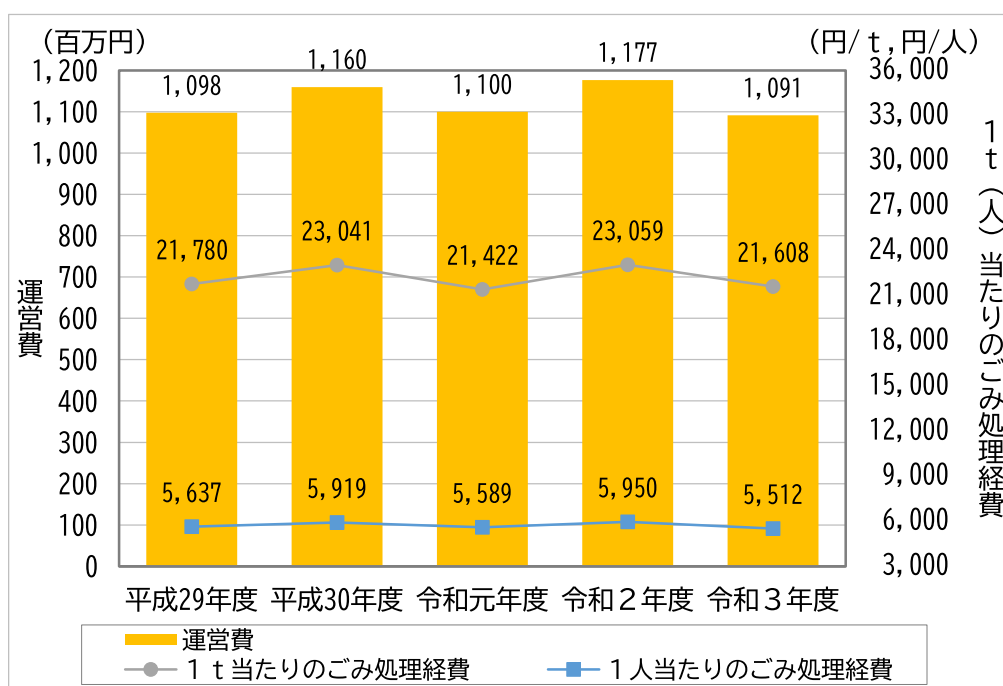


図4-20 ごみ処理経費の推移



## 第9節 ごみ処理の評価

### 第1項 ごみ処理システムの評価

廃棄物処理の状況を評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19（2007）年6月[平成 25（2013）年4月改訂] 環境省）の考え方にに基づき、構成市町のごみ処理状況について類似市町村との比較を行います。

類似市町村は、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村であり、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17（2005）年6月22日付総務省自治財政局長通知総務第 106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

都市類型は、表4-20に示すとおりであり、日進市は『都市Ⅱ-3』、みよし市は『都市Ⅱ-2』、東郷町は『町村Ⅴ-2』に該当します。

表4-20 構成市町の都市類型の概要

自治体	日進市	みよし市	東郷町
都市形態	都市	都市	町村
人口区分	【Ⅱ】50,000人以上 ～100,000人未満	【Ⅱ】50,000人以上 ～100,000人未満	【Ⅴ】20,000人以上
産業構造	【3】第2次・第3次 産業人口比95%以上、 第3次産業人口65%以上	【2】第2次・第3次 産業人口比95%以上、 第3次産業人口65%未満	【2】第2次・第3次 産業人口比80%以上、 第3次産業人口55%以上

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19年6月[平成 25年4月改訂] 環境省）

### 第2項 評価の総評

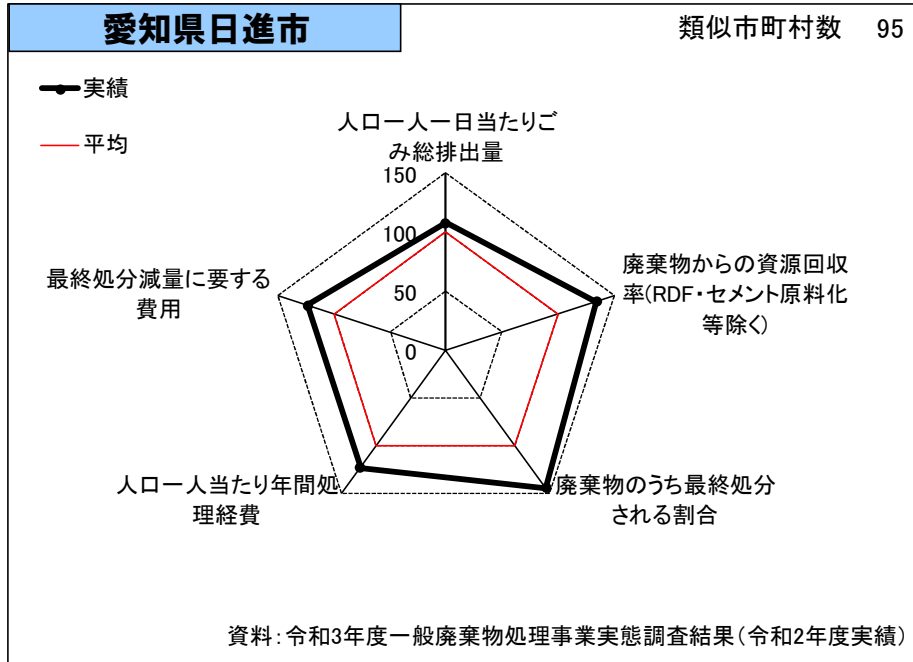
構成市町のごみ処理システム評価を次の（1）～（3）に示します。

- ・「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、みよし市及び東郷町は類似市町村平均と同等の値を示し、日進市は類似市町村平均より優れています。
- ・「廃棄物からの資源回収率」は、東郷町は類似市町村平均と同等の値を示し、日進市及びみよし市は類似市町村平均より優れています。
- ・「廃棄物のうち最終処分される割合」は、みよし市が類似市町村平均より若干劣っていますが、日進市及び東郷町は類似市町村平均より優れています。
- ・「人口一人当たり年間処理経費」は、みよし市が類似市町村平均より劣っていますが、日進市及び東郷町は類似市町村平均より優れています。
- ・「最終処分減量に要する費用」は、みよし市が類似市町村平均より劣っていますが、日進市及び東郷町は類似市町村平均より優れています。

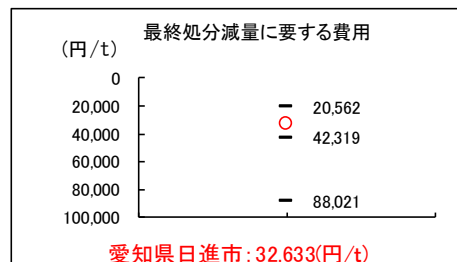
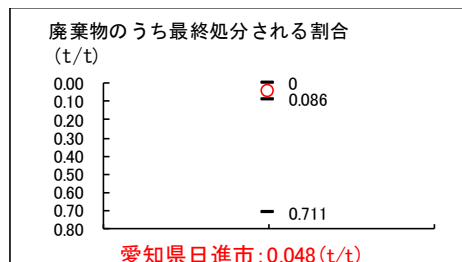
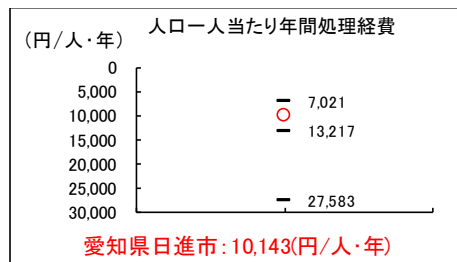
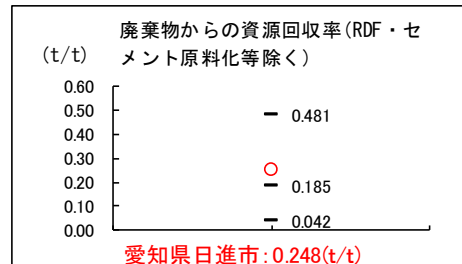
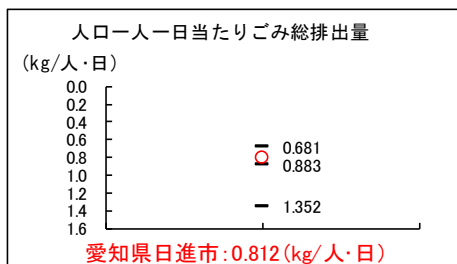
(1) 日進市

日進市の類似市町村との比較は、図4-21に示すとおりです。

全ての項目において類似市町村平均より優れています。特に「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は大変優れています。



\* 図は指数で示したもので、類似市町村平均である五角形より外側に位置するほど良い状況といえます。



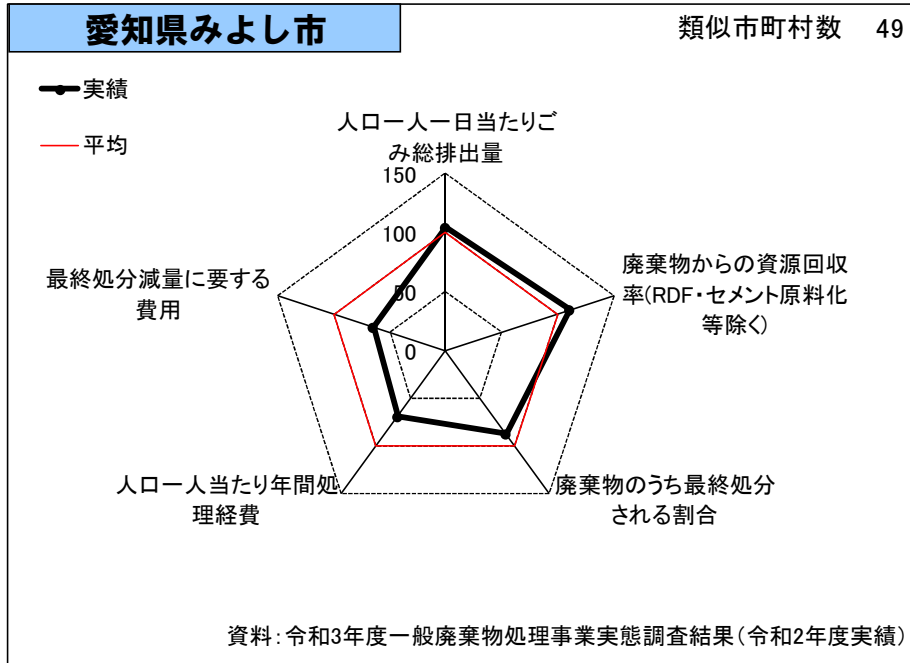
注) 図中の上段「—」は最低値、中段「—」は平均値、下段「—」は最高値を示し、「○」は日進市を示します。

図4-21 類似市町村との比較 (日進市)

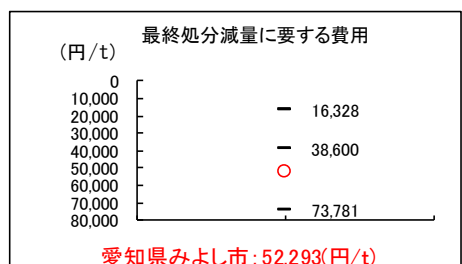
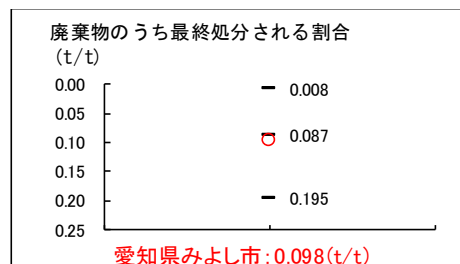
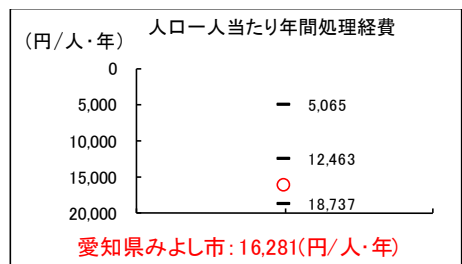
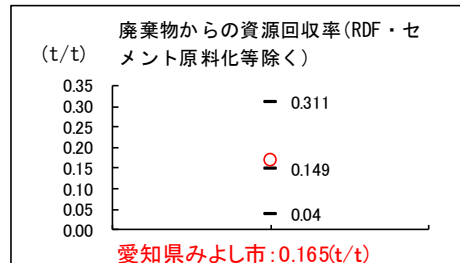
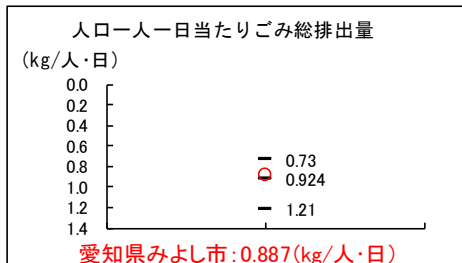
(2) みよし市

みよし市の類似市町村との比較は、図4-22 に示すとおりです。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、類似市町村平均と同等の値を示しています。「廃棄物からの資源回収率」は類似市町村平均より優れていますが、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は劣っています。



\* 図は指数で示したもので、類似市町村平均である五角形より外側に位置するほど良い状況といえます。



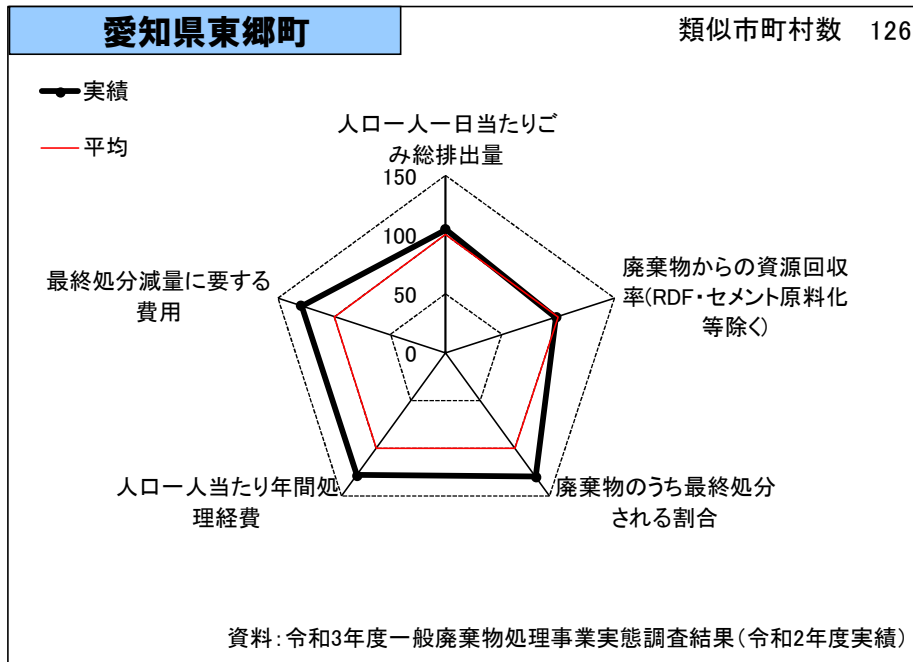
注) 図中の上段「—」は最低値、中段「—」は平均値、下段「—」は最高値を示し、「○」はみよし市を示します。

図4-22 類似市町村との比較 (みよし市)

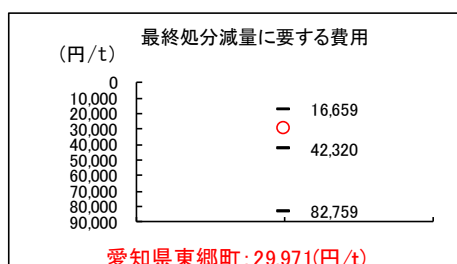
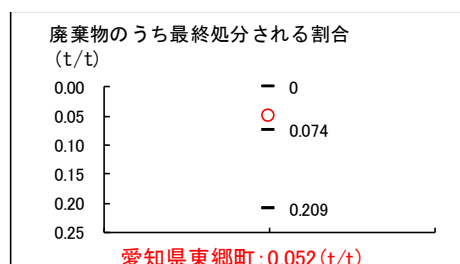
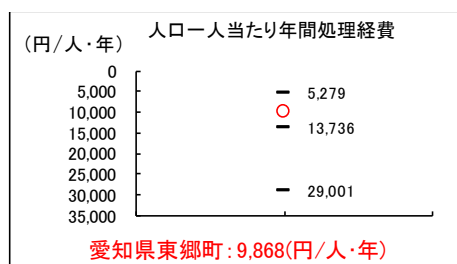
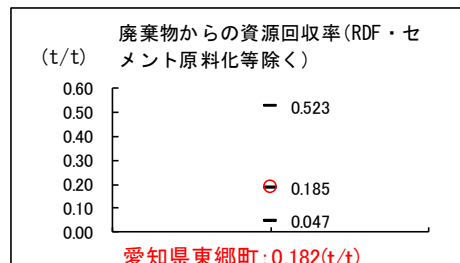
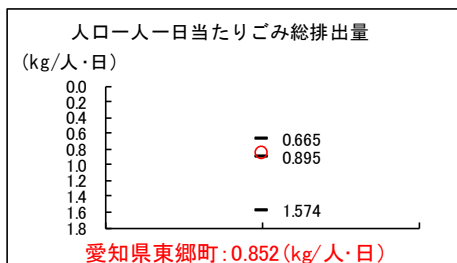
(3) 東郷町

東郷町の類似市町村との比較は、図4-23に示すとおりです。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率」は、類似市町村平均と同等の値を示し、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は類似市町村平均より優れています。



\* 図は指数で示したもので、類似市町村平均である五角形より外側に位置するほど良い状況といえます。



注) 図中の上段「一」は最低値、中段「一」は平均値、下段「一」は最高値を示し、「○」は東郷町を示します。

図4-23 類似市町村との比較 (東郷町)

### 第3項 「第2期 ごみ処理基本計画」の達成状況

#### (1) 目標値の達成状況

「第2期 ごみ処理基本計画」(平成29(2017)年3月策定)の目標値は、表4-21に示すとおりです。

令和3(2021)年度実績において、焼却残渣6,372tのうち、2,392tは資源化を行っていることから、不燃物等を含めた最終処分量(埋立処分)は4,299tであり、令和3(2021)年度時点で目標を達成しています。

表4-21 「第2期 ごみ処理基本計画」の目標値

		目標値	実績
		令和8年度	令和3年度
最終処分量(埋立処分)	t/年	5,376	4,299

#### (2) 施策等の進捗・実施状況

本組合は、構成市町において収集・運搬されたごみを中間処理しています。中間処理については、適正な中間処理の推進等の検討を行ってきました。

また、最終処分においては、資源化に取り組むとともに適正な最終処分を推進してきました。

第2期ごみ処理基本計画の基本方針は、図4-24に示すとおりです。

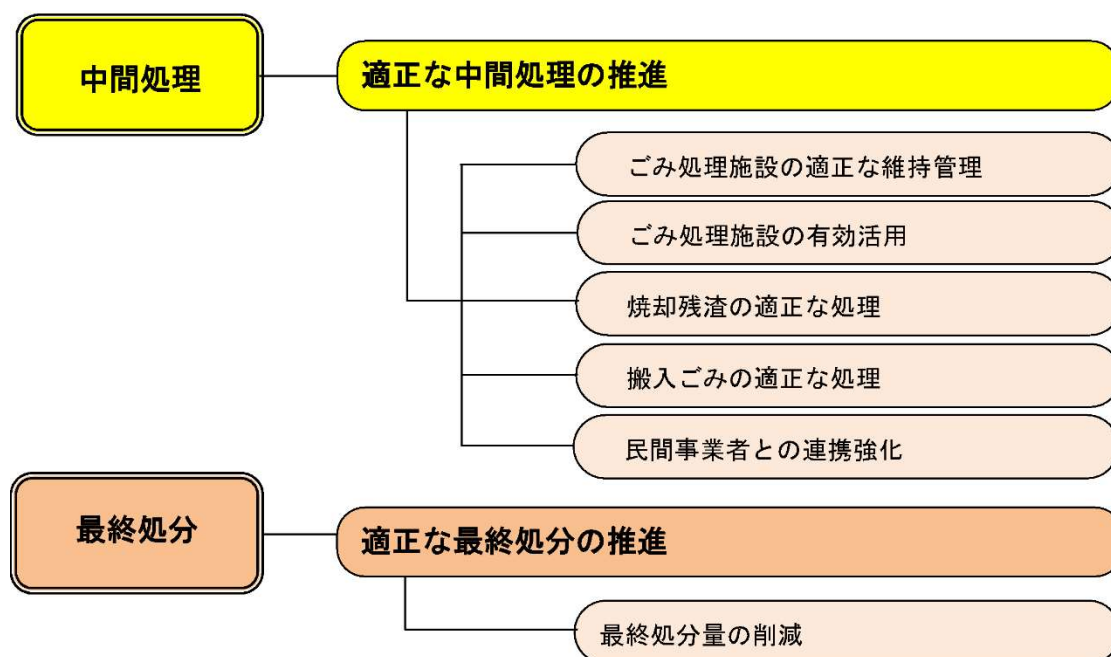


図4-24 第2期ごみ処理基本計画の基本方針

前計画の施策等についての進捗状況を、以下に整理します。

■ 中間処理に関する事項

基本方針	施策	進捗・実施状況
適正な中間処理の推進	ごみ処理施設の適正な維持管理	愛知県、構成市町及び近隣施設と情報交換を行い、適正な運営に努めました。 維持管理については、毎年、定期点検及び整備を行い、処理施設の維持管理に努めています。
	ごみ処理施設の有効活用	平成 27 年度から令和元年度までの5か年継続事業として、ごみ焼却施設の延命化工事に併せて省エネ機器等を導入し、延命期間を令和2年度から令和11年度まで概ね10年間としました。 その他として、リサイクルプラザの老朽化したびんと缶の資源化設備及び二軸せん断機を停止して、経費削減に努めました。
	焼却残渣の適正な処理	焼却残渣のうち、一部の焼却灰をセメント原料等として資源化（民間で中間処理）しています。 令和3年度は2,392tを資源化しました。
	搬入ごみの適正な処理	搬入される不燃ごみについては、金属、陶磁器・ガラスとして分別収集を開始し、硬質プラスチックについては、可燃ごみとしての収集に変更しました。 また、粗大・不燃ごみの適正な処理を進め、不燃物（不燃性残渣）の減量化を図っています。
	民間事業者との連携強化	本組合では、新たに羽毛布団の資源化や資源回収ストックヤードの回収品目（ペットボトル・電子タバコ）を追加しました。

■ 最終処分に関する事項

基本方針	施策	進捗・実施状況
適正な最終処分の推進	最終処分量の削減	焼却灰については、資源化量（セメント原料、路盤材等）を増やすことにより、最終処分量の削減を行いました。 また、不燃物については、不燃ごみを金属、陶磁器・ガラスとしての分別収集に変更し、硬質プラスチックを不燃ごみから可燃ごみに分別変更したことに伴い、最終処分量の削減を行いました。 以上の施策により、削減目標（令和8年度目標）を達成しました。

■ その他の事項

施策	進捗・実施状況
災害廃棄物の処理	<p>廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）を基に「災害・事故対応計画」を策定しています。計画では、事前対策と発災後の対応について必要な事項を定めており、災害時の廃棄物処理体制の構築を図っています。</p>
適正処理困難物	<p>本組合のホームページ等で、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法等法令により、処理方法が指定されているもの、組合施設に危険があるガスボンベ及びガソリン等爆発・火災の恐れがあるものについては、処分先や相談先を公表しています。</p> <p>今後も排出・処分先などを構成市町及び事業者と協力し、住民にわかりやすく啓発していきます。</p>
不法投棄対策	<p>構成市町が実施する不法投棄対策事業において、啓発活動や不法投棄物の処理を実施するなど、積極的に協力をしています。</p>
地球温暖化防止計画	<p>「地球温暖化対策実行計画」を令和4年3月に改訂しました。計画の中で温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化等の取組みを推進しています。</p> <p>ごみ焼却施設では、延命化工事により省エネ機器等を導入し、二酸化炭素排出量を15.4%削減しました。</p>
ごみ焼却処理の広域化	<p>構成市町と瀬戸市、尾張旭市及び長久手市で構成されるブロック協議会において、ごみ処理の広域化の方向性を検討し、令和3年3月に「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」を策定しました。</p> <p>計画では、令和44年度に集約1施設としての新施設の竣工・供用を開始することを目指すとしています。</p>
新規施設の整備	<p>今後の施設整備方針については、令和4年3月に「施設整備検討業務報告書」を作成し、構成市町と協議を重ねてきました。その結果、新規施設稼働に向けて整備していくことで同意を得ました。</p> <p>新規施設整備については、ごみの減量化・資源化技術の進捗動向を見極めながら、発電設備や新技術の採用及びランニングコストの削減が図れるよう検討を行っていきます。</p>



## 第4項 国及び県目標値の達成状況

国や県の目標値を整理すると、表4-22に示すとおりです。

- ・「ごみ排出量」は、県の目標に対し、令和8（2026）年度までに1,632 tの削減が必要です。
- ・「1人1日当たりのごみ排出量」は現状において国の目標を達成できています。
- ・「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）」は、国の目標に対し、令和7（2025）年度までに52 g/人・日の削減が必要です。
- ・「再生利用率」は約22%であり、わずかに目標を達成できていません。
- ・「最終処分量」は、現状において県の目標を達成できています。

表4-22 国や県の目標値

	国の基本方針	循環型社会形成 推進基本計画 (国の目標)	愛知県廃棄物 処理計画 (県の目標)	実績値
目標年度	[令和2年度]	令和7年度	令和8年度	令和3年度
ごみ排出量	平成24年度に対し、約12%削減 (56,226 t/年)		令和元年度に対し、約6%削減 (58,814 t/年)	60,446 t/年
1人1日当たりのごみ排出量		約850 g/人・日		836 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	500 g/人・日	約440 g/人・日	480 g/人・日	492 g/人・日
再生利用率	約27%		約23%	22.4%
最終処分量	平成24年度に対し、約14%削減 (6,622 t/年)		令和元年度に対し、約4%削減 (5,502 t/年)	4,299 t/年

注) ( )内数値は、構成市町全体の目標数値を示します。

### ■国の目標値が設定されているもの

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）

※令和2（2020）年度以降は改定は行われていない。

○第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月改正）

### ■県の目標値が設定されているもの

○愛知県廃棄物処理計画（令和4（2022）年2月策定）



【( )内数値の算出根拠】

国の基本方針のごみ排出量目標：

組合圏域のごみ排出量[平成 24 (2012) 年度]

= 63,893 t /年 (前ごみ処理基本計画より)

12%削減：63,893 t /年－7,667 t /年 (12%) = 56,226 t /年

国の基本方針の最終処分量目標：

組合圏域の最終処分量[平成 24 (2012) 年度]

= 7,700 t /年 (前ごみ処理基本計画より)

14%削減：7,700 t /年－1,078 t /年 (14%) = 6,622 t /年

愛知県廃棄物処理計画のごみ排出量目標：

組合圏域のごみ排出量[令和元 (2019) 年度] = 62,568 t /年 (【p23】表4-5参照)

6%削減：62,568 t /年－3,754 t /年 (6%) = 58,814 t /年

愛知県廃棄物処理計画の最終処分量目標：

組合圏域の最終処分量[令和元 (2019) 年度] = 5,731 t /年 (【p38】表4-17参照)

4%削減：5,731 t /年－229 t /年 (4%) = 5,502 t /年

## 第5章 ごみ処理行政の動向

### 第1節 国や愛知県のごみ処理行政の動向

#### 第1項 国のごみ処理行政の動向

##### (1) 循環型社会の形成

平成12(2000)年に循環基本法が制定され約20年が経過し、その間各種法体系の整備や3Rの推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。

このような中、平成30(2018)年6月、循環基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

##### (2) 発生抑制とリサイクルの推進

食品ロスの削減に関しては、令和元(2019)年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2(2020)年3月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。

リサイクルの推進に関しては、資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元(2019)年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、同年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の関係省令が改正され、令和2(2020)年7月から全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されました。さらに令和3(2021)年6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

##### (3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成29(2017)年6月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。

なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成28(2016)年1月に示されており、令和2(2020)年3月には環境省から令和7(2025)年度の参考となる数値目標が示されています。

## 第2項 愛知県のごみ処理行政の動向

廃棄物処理を巡る課題等を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、循環型社会の形成を目指すものとされています。

具体的には、一般廃棄物（ごみ）の分野では、県民一人一人が取り組みやすい目標を設定することなどにより、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進するものとされています。

また、社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロスについて、普及啓発等を通じて、県民、事業者、行政が一体となった削減に向けた取組を促進するものとされています。

循環ビジネスの振興支援においては、製品を利用・廃棄する静脈側の事業者を中心に支援を行ってきましたが、今後は、設計・製造の段階におけるリサイクルや廃棄物削減を推進する必要があるため、動脈側の事業者にも支援を拡充していき、サーキュラーエコノミー\*への転換を進めるとともに、社会的な問題となっているプラスチックなどを循環利用する新たなビジネスモデルの構築を目指していくものとされています。

さらに、本県は歴史的に見てもしばしば大地震に襲われており、また、近年では、異常気象による台風の大型化等に伴う水害や、南海トラフ地震等により、大きな被害が予想されることから、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の構築・強化に努めていくものとされています。

\* 製品の製造から消費・リサイクルまでの各段階で 資源投入量と廃棄物発生量を限りなく小さくする経済の仕組みのことである。

## 第2節 広域化計画

愛知県の広域化計画の概要は表5-1に、尾張東部・尾三地域の広域化計画の概要は表5-2に示すとおりです。

表5-1 愛知県の広域化計画の概要

計画名称	愛知県ごみ処理広域化・集約化計画
策定年月	令和3年11月
計画期間	令和3年度～令和12年度
基本方針	<p>①事業費やエネルギー消費量などの削減の基本となる「ごみの排出抑制とリサイクルの推進」</p> <p>②施設統合やPFI等の民間活用などによる「廃棄物処理経費の縮減」</p> <p>③省エネルギーや焼却施設におけるエネルギー回収などによる「気候変動対策の推進」</p> <p>④施設の耐震化や防災対策拠点としての施設整備による「災害への対応」</p> <p>⑤地域へのエネルギー供給や環境教育・学習の場としての機能を備えた「地域への新たな価値の創出」</p>
施設整備の考え方	<p>○ごみ焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね300t/日以上のごみ焼却施設の設置を目指すこととする。</li> <li>事業費や温室効果ガス排出量の比較、地域性を考慮し、安定的かつ効率的なブロックと判断される場合は、概ね300t/日以上のごみ焼却施設の確保が困難なブロックであっても、ブロックの統合は行わないこととする。</li> </ul> <p>○粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の併設を検討し、効率的な運営を図る。</li> <li>広域化ブロックを基本に、ごみ焼却施設の統合等に合わせ、粗大ごみ処理施設の併設・集約化を目指す。</li> </ul> <p>○資源化施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域化ブロックを基本に、容器包装廃棄物を扱う資源化施設は、人口の合計30万人当たり1事業所以下を目安に整備することを検討する。</li> <li>プラスチックごみの一括収集や、地域特性に応じたメタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設などの整備・活用を検討する。</li> </ul> <p>○最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分量の削減による既存最終処分場の延命化を図り、それでもなお必要な最終処分場については、複数ブロックの参加も含めた広域整備等の可能性を検討する。</li> </ul>
尾張東部・尾三ブロックの施設整備の方向性	令和15年度以降を目安に尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合し、焼却処理必要能力が300t/日以上となる1施設による処理体制を目指す。

表5-2 尾張東部・尾三地域の広域化計画の概要

計画名称	尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画																																																																																																												
策定年月	令和3年3月																																																																																																												
施設整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾三衛生組合が令和12年度、尾張東部衛生組合が令和14年度までに単独で新施設竣工を目指す。なお、両施設は、相互支援を取り入れたものとする。</li> <li>令和43年度までは、相互支援により2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設としての新施設の竣工・供用を開始することを目指す。</li> </ul>																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和年度</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>...</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>...</th> <th>21</th> <th>...</th> <th>31</th> <th>...</th> <th>43</th> <th>44</th> <th>.....</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾三</td> <td colspan="4">既存施設</td> <td colspan="10">新施設竣工</td> <td rowspan="3">集約1施設の新施設竣工・供用開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="10">相互支援による広域処理の運用</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="10">相互支援の検討(ステップ1・2)</td> </tr> <tr> <td>尾張東部</td> <td colspan="4">既存施設</td> <td colspan="10">新施設竣工</td> <td rowspan="3">集約1施設の新施設竣工・供用開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="10">集約1施設の各種計画の策定開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="10">集約1施設の用地確保の検討(ステップ3)</td> </tr> </tbody> </table>	令和年度	3	4	...	11	12	13	14	...	21	...	31	...	43	44	.....	尾三	既存施設				新施設竣工										集約1施設の新施設竣工・供用開始						相互支援による広域処理の運用															相互支援の検討(ステップ1・2)										尾張東部	既存施設				新施設竣工										集約1施設の新施設竣工・供用開始						集約1施設の各種計画の策定開始															集約1施設の用地確保の検討(ステップ3)									
令和年度	3	4	...	11	12	13	14	...	21	...	31	...	43	44	.....																																																																																														
尾三	既存施設				新施設竣工										集約1施設の新施設竣工・供用開始																																																																																														
					相互支援による広域処理の運用																																																																																																								
					相互支援の検討(ステップ1・2)																																																																																																								
尾張東部	既存施設				新施設竣工										集約1施設の新施設竣工・供用開始																																																																																														
					集約1施設の各種計画の策定開始																																																																																																								
					集約1施設の用地確保の検討(ステップ3)																																																																																																								

## 第6章 課題の抽出・整理

### 第1節 排出抑制・資源化に関する課題

- ごみ総排出量、原単位ともに減少傾向を示しています（【p23】表4-5 及び図4-5 参照）。構成市町では、3Rの推進や食品ロス削減の啓発を行っていますが、さらなる減量化・資源化に向け、ごみの発生・排出抑制や資源化を図る必要があります。組合は構成市町の施策に協力・支援を行っていく必要があります。

### 第2節 中間処理に関する課題

- ごみ焼却施設は、平成9（1997）年12月の稼働開始から25年が経過し、概ねの延命化目標年度である令和11（2029）年度には稼働後32年が経過することから、新規施設整備の検討が必要です。ごみ排出量の削減や設備の老朽化にも配慮して、今後も適正な維持管理のもと、施設機能の保持に努めていきます。  
また、新たな施設整備においては、食品ロスやプラスチック分別によるごみ量・ごみ質の変化が想定されるため、状況の把握に努める必要があります。
- リサイクルプラザは、平成11（1999）年3月の稼働開始から24年が経過し、設備の老朽化がみられます。ごみ焼却施設同様、今後も適正な維持管理のもと、施設機能の保持に努めていきます。

### 第3節 最終処分に関する課題

- 最終処分量は、令和3（2021）年度時点で第2期ごみ処理基本計画の目標を達成していますが（【p45】表4-21 参照）、処分量の更なる削減に向け、処理後残渣の減量化・減容化はもとより、ごみそのものの発生・排出抑制や資源化に努めていく必要があります。本組合のホームページを活用するなど、構成市町とともに広報啓発に努めていく必要があります。

## 第7章 基本方針

本組合の業務は、構成市町において収集・運搬されたごみを中間処理し、中間処理によって発生した焼却残渣及び不燃物（不燃性残渣）を最終処分することです。

組合における基本方針は、図7-1に示すとおり、中間処理は「適正な中間処理の推進」、最終処分については「適正な最終処分の推進」とします。

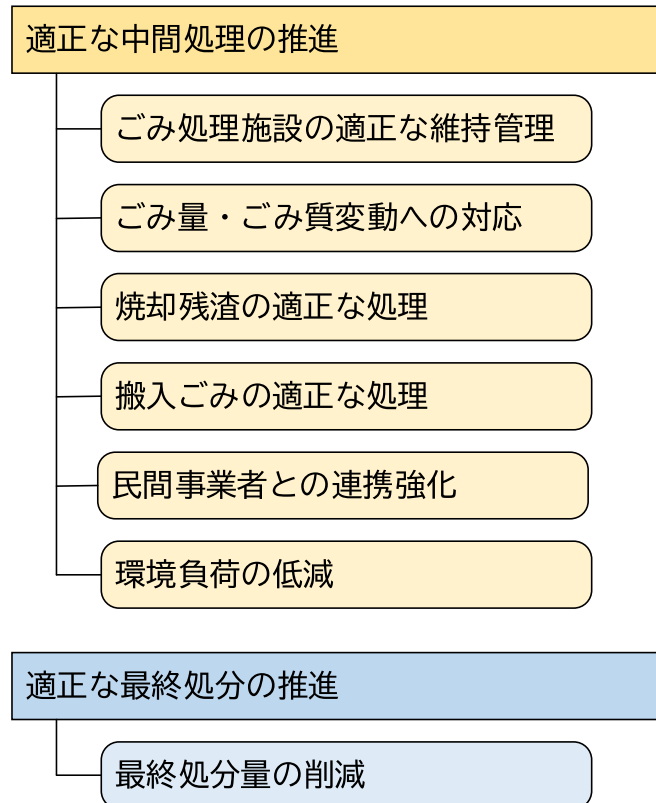


図7-1 ごみ処理の基本方針

## 第1節 適正な中間処理の推進

ごみの中間処理は、排出されるごみを衛生的に処理し、住民の生活環境を保持することが必要です。

そのため、処理方法及び処理施設が環境に十分配慮されたものであり、かつ将来に亘り安定的に継続されることが重要です。

また、循環型社会の形成推進が必要であることから、資源物回収量の増加を図り、回収した資源物の適正管理に努めます。

ごみの中間処理については、以下の取組を推進するものとします。

### ごみ処理施設の適正な維持管理

ごみ焼却施設は、概ね令和11年度までの稼働を目的とした『ごみ焼却施設基幹的設備改良工事』を平成27年度から令和元年度までの5か年継続事業で、施設の延命化工事及び省エネ機器等の導入を実施しました。今後は、新規施設整備の検討が必要であることから、新規施設稼働までの間も安全で安定的なごみの中間処理を行うため、処理施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

### ごみ量・ごみ質変動への対応

分別区分の変更や減量施策による処理量の変化の実績・変動見込みの把握に努めていきます。

### 焼却残渣の適正な処理

焼却残渣のうち、焼却灰をセメント原料等として資源化（民間で中間処理）しています。今後もより一層の資源化を目指し、その他の資源化技術についても調査・研究をしていきます。

### 搬入ごみの適正な処理

施設への搬入時に検査を行い、不適物や資源物の混入に対し分別指導し、適正な処理に努めていきます。

### 民間事業者との連携強化

本組合独自の資源化は施設面・経済面で困難なため、現在、回収選別した資源化物等は民間業者に資源化を委託しています。今後も引き続き、処理を委託している事業者との連携強化及び効率的な処理体制の構築に努めます。また、経済性・効率性・安全性を踏まえた上で、優れたリサイクル技術や安定したリサイクルルートを有する民間事業者を活用し、再資源化の活性化を図ります。

### 環境負荷の低減

ごみ焼却施設で、ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質を燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減します。



## 第2節 適正な最終処分の推進

最終処分場の確保は、安定的なごみの処分を行う上で重要な課題ですが、新規最終処分場の施設整備は困難な状況です。

このため、現在は公益財団法人や民間事業者が運営・管理する最終処分場で埋立処分を行っています。

### 最終処分量の削減

最終処分場の延命化を図るため、安定した資源化体制を確保しつつ、現在実施している焼却灰の資源化により、最終処分量の削減を推進します。

現在実施している焼却灰のセメント原料化等を継続しつつ、経済性や環境負荷を勘案し、その他の資源化技術についても調査・研究をしていきます。

## 第 8 章 ごみ発生量及び処理量の見込み

### 第 1 節 将来人口

将来人口は、表 8-1 及び図 8-1 に示すとおりです。

将来人口は、構成市町で独自に予測していることから、本計画ではこの予測人口を採用し、組合圏域の将来人口とします。

計画目標年度である令和 14(2032)年度は、日進市 100,074 人、みよし市が 64,426 人、東郷町が 45,669 人の合計 210,169 人と見込まれます。

表 8-1 人口実績及び将来人口

(単位：人)

市町名	実 績					将 来	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
日進市	90,154	90,974	91,652	92,562	93,042	97,739	100,074
みよし市	61,070	61,153	61,040	61,236	61,218	63,593	64,426
東郷町	43,525	43,833	44,057	44,003	43,741	45,721	45,669
計	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001	207,053	210,169

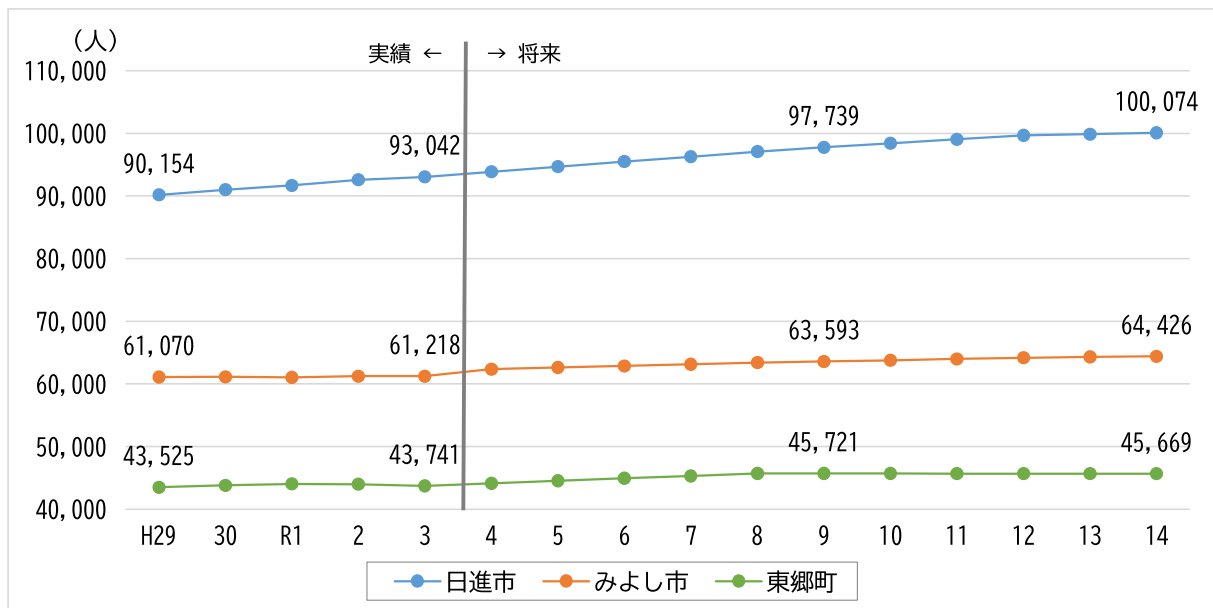


図 8-1 人口実績及び将来人口

## 第2節 ごみ発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

### 第1項 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）は、表8-2及び図8-2に示すとおりです。

人口が増加していることもあり、組合搬入量は令和14（2032）年度に54,503 t/年となり、現状（令和3（2021）年度）より3,996 t/年の増加となります。

なお、資源化量については民間の資源回収拠点が増加しており、住民が排出している実際の資源回収量は見込みより多いと予想されます。

表8-2 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

項目	年度	実績					将来		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度	
人口	人	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001	207,053	210,169	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	36,903	36,206	37,157	37,726	36,716	38,177	38,554
	可燃ごみ	t/年	32,550	32,708	33,341	33,639	32,973	34,395	34,757
	不燃ごみ	t/年	2,093	1	1	0	0	1	1
	粗大ごみ	t/年	1,982	2,191	2,514	2,693	2,562	2,295	2,288
	金属	t/年	192	1,018	950	1,048	852	995	1,006
	陶磁器・ガラス	t/年	40	232	298	293	276	419	421
	乾電池	t/年	35	42	41	43	43	56	63
	蛍光管	t/年	11	14	12	10	10	16	18
	事業系ごみ	t/年	13,497	14,135	14,178	13,316	13,791	15,490	15,949
	可燃ごみ	t/年	13,432	14,070	14,142	13,284	13,762	15,458	15,918
	不燃ごみ	t/年	8	10	8	5	2	4	3
	粗大ごみ	t/年	57	55	28	27	27	28	28
	家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	50,400	50,341	51,335	51,042	50,507	53,667	54,503
集団回収	t/年	4,679	4,266	4,062	3,123	3,081	2,860	2,385	
市町独自処理（資源）	t/年	7,540	7,271	7,171	7,097	6,858	7,372	7,410	
ごみ総排出量	t/年	62,619	61,878	62,568	61,262	60,446	63,899	64,298	
	原単位	g/人・日	881	865	869	849	836	846	838

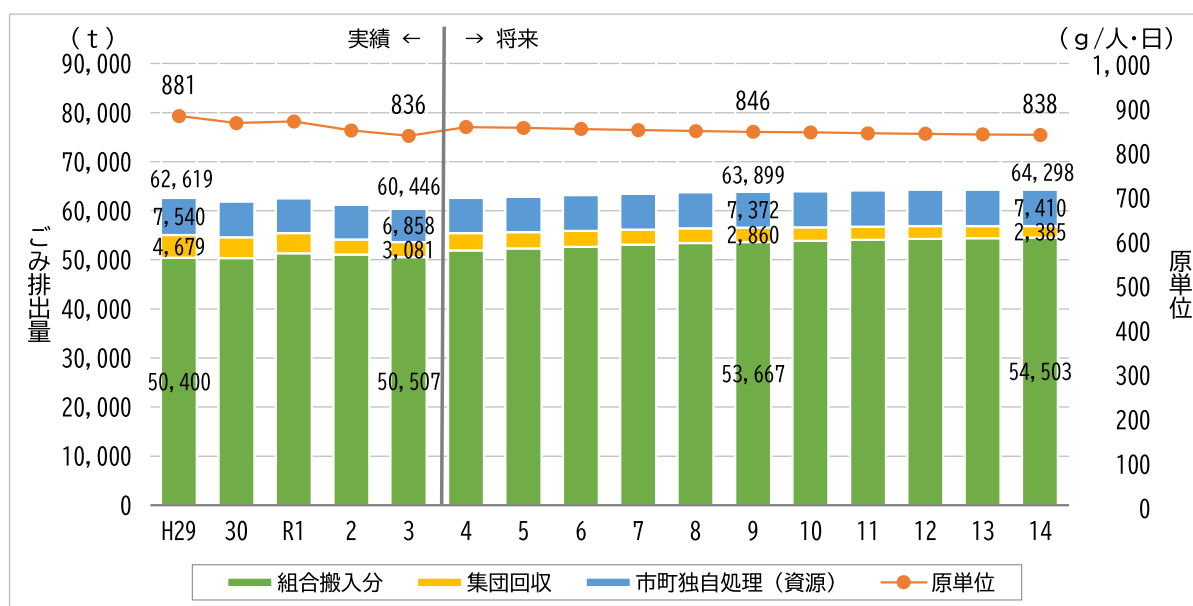


図8-2 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

## 第2項 中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）

中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）は、表8-3及び図8-3に示すとおりです。

人口増加によってごみ排出量が増加するため、焼却処理量も増加する見込みで、令和14（2032）年度に55,726 t/年となります。

金属・粗大ごみ処理量は、家庭系粗大ごみが減少する見込みで、令和14（2032）年度に1,729 t/年となります。

表8-3 中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）

項目	年度	実績					将来			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度		
焼却処理	焼却処理量	t/年	50,196	48,704	51,202	51,275	51,542	54,838	55,726	
	焼却残渣量	t/年	6,795	6,084	6,338	6,283	6,372	6,778	6,888	
	資源化量	t/年	895	893	888	2,647	2,392	2,544	2,586	
	埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980	4,234	4,302	
金属・粗大ごみ処理	処理量	t/年	3,267	1,913	1,986	2,053	1,931	1,735	1,729	
	内訳	可燃物	t/年	1,978	963	980	974	772	694	690
		不燃物	t/年	522	288	281	270	310	278	278
		鉄類	t/年	353	275	330	430	364	327	326
		アルミ類	t/年	35	26	31	33	60	54	54
		手選回収等	t/年	379	361	364	346	425	382	381

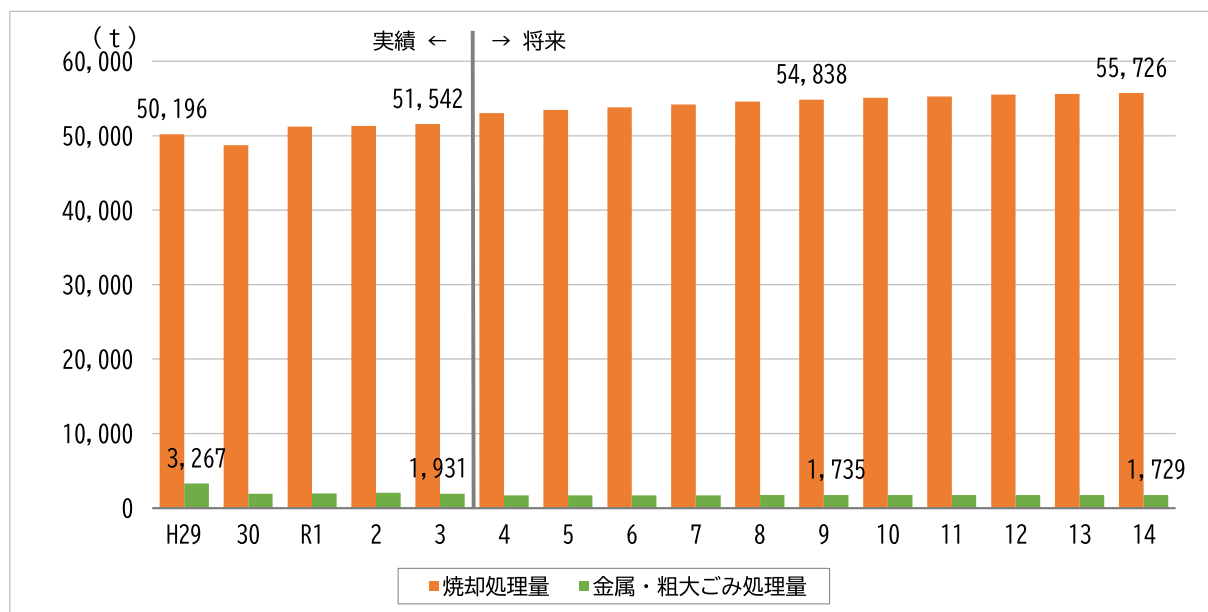


図8-3 中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）

### 第3項 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）は、表8-4及び図8-4に示すとおりです。

ごみ排出量が増加することによって、焼却残渣量が増加する見込みです。令和5（2023）年度より、陶磁器、ガラスを埋立処分に変更することにより、さらに最終処分量が増加します。

表8-4 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

項目	年度	実績					将来		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度	
最終処分	焼却残渣埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980	4,234	4,302
	不燃物埋立量	t/年	522	288	281	270	310	278	278
	陶磁器、ガラス埋立量	t/年	-	-	-	-	-	289	290
	処理困難物埋立量	t/年	-	-	-	-	9	20	20
	計	t/年	6,422	5,479	5,731	3,906	4,299	4,821	4,890

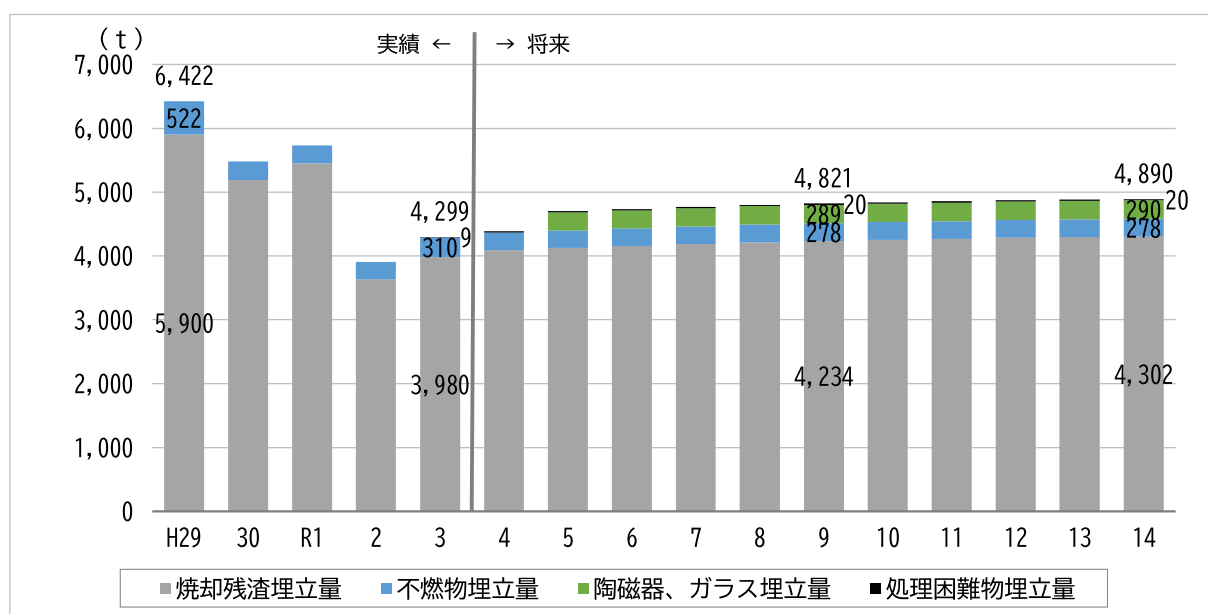


図8-4 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

#### 第4項 資源化量の見込み（施策現状維持の場合）

資源化量の見込み（施策現状維持の場合）は、表8-5及び図8-5に示すとおりです。

ごみ排出量の増加に伴って、中間処理後の資源化量は増加する見込みです。市町の資源回収については、市町独自処理（資源）は増加し、集団回収は減少する見込みです。令和14（2032）年度の総資源化量は13,525tで、リサイクル率（構成市町全体）は21.0%となります。

表8-5 資源化量の見込み（施策現状維持の場合）

項目	年度	実績					将来	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
中間処理後	t/年	1,817	1,876	1,964	3,794	3,471	3,525	3,567
粗大・金属処理（金属類）	t/年	767	662	725	809	849	763	761
鉄類	t/年	353	275	330	430	364	327	326
アルミ類	t/年	35	26	31	33	60	54	54
手選別回収	t/年	379	361	364	346	425	382	381
陶磁器・ガラス	t/年	44	201	255	264	63	-	-
ガラスびん	t/年	0	0	0	0	86	130	131
焼却残渣資源化	t/年	895	893	888	2,647	2,392	2,544	2,586
焼却灰中铁類	t/年	111	120	96	74	81	88	89
直接資源化量	t/年	112	185	116	119	130	153	163
計（組合搬入分）	t/年	1,929	2,061	2,080	3,913	3,601	3,678	3,730
集団回収	t/年	4,679	4,266	4,062	3,123	3,081	2,860	2,385
市町独自処理（資源）	t/年	7,540	7,271	7,171	7,097	6,858	7,372	7,410
総計	t/年	14,148	13,598	13,313	14,133	13,540	13,910	13,525
リサイクル率（構成市町全体）	(%)	22.6%	22.0%	21.3%	23.1%	22.4%	21.8%	21.0%

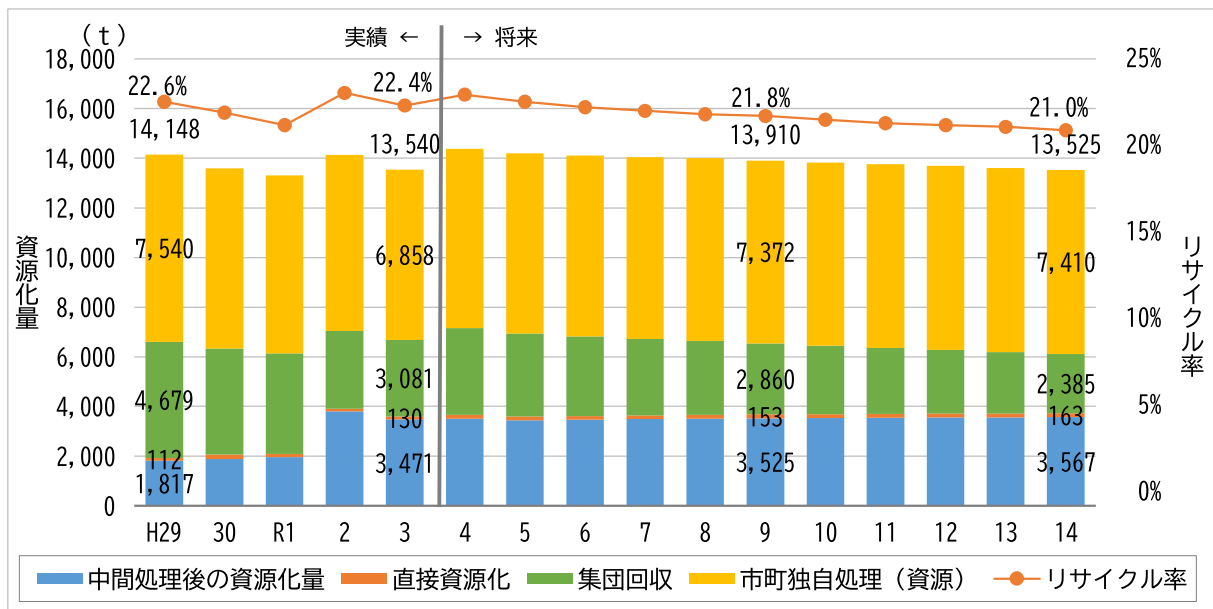


図8-5 資源化量の見込み（施策現状維持の場合）

### 第3節 構成市町の排出抑制等の数値目標

ごみ排出抑制・減量化等の目標は、表8-6に示す構成市町一般廃棄物処理基本計画の目標値を基本的に踏襲するものとします。

表8-6 構成市町一般廃棄物処理基本計画の目標値

項目	市町名	日進市	みよし市	東郷町
目標年度		令和8年度	令和8年度	令和8年度
ごみ排出量 (可燃ごみ+粗大ごみ)		19,970 t/年 家庭系 14,718 t/年 事業系 5,252 t/年		
1人1日当たりの ごみ排出量				874 g/人・日
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)		415 g/人・日	484 g/人・日	496 g/人・日
1人1日当たりの 家庭系可燃ごみ排出量		379 g/人・日		
事業系ごみ排出量		5,252 t/年		

## 第4節 ごみ発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）

### 第1項 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）は、「第2節 ごみ発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）」から「第3節 構成市町の排出抑制等の数値目標」を考慮した場合の量であり、その結果は表8-7及び図8-6に示すとおりです。

ごみの排出抑制や食品ロス等の生ごみ減量化等の施策により、令和14（2032）年度の組合搬入量は50,236 t/年となり、現状（令和3（2021）年度）より271 t/年の減少、施策現状維持の場合より4,267 t/年の減少となります。

表8-7 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

項目	年度	実績					将来		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度	
人口	人	194,749	195,960	196,749	197,801	198,001	207,053	210,169	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	36,903	36,206	37,157	37,726	36,716	35,133	35,196
	可燃ごみ	t/年	32,550	32,708	33,341	33,639	32,973	31,351	31,399
	不燃ごみ	t/年	2,093	1	1	0	0	1	1
	粗大ごみ	t/年	1,982	2,191	2,514	2,693	2,562	2,295	2,288
	金属	t/年	192	1,018	950	1,048	852	995	1,006
	陶磁器・ガラス	t/年	40	232	298	293	276	419	421
	乾電池	t/年	35	42	41	43	43	56	63
	蛍光管	t/年	11	14	12	10	10	16	18
	事業系ごみ	t/年	13,497	14,135	14,178	13,316	13,791	14,603	15,040
	可燃ごみ	t/年	13,432	14,070	14,142	13,284	13,762	14,571	15,009
	不燃ごみ	t/年	8	10	8	5	2	4	3
粗大ごみ	t/年	57	55	28	27	27	28	28	
家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	50,400	50,341	51,335	51,042	50,507	49,736	50,236	
集団回収	t/年	4,679	4,266	4,062	3,123	3,081	2,860	2,385	
市町独自処理（資源）	t/年	7,540	7,271	7,171	7,097	6,858	8,083	8,391	
ごみ総排出量	t/年	62,619	61,878	62,568	61,262	60,446	60,679	61,012	
	原単位	g/人・日	881	865	869	849	836	803	795

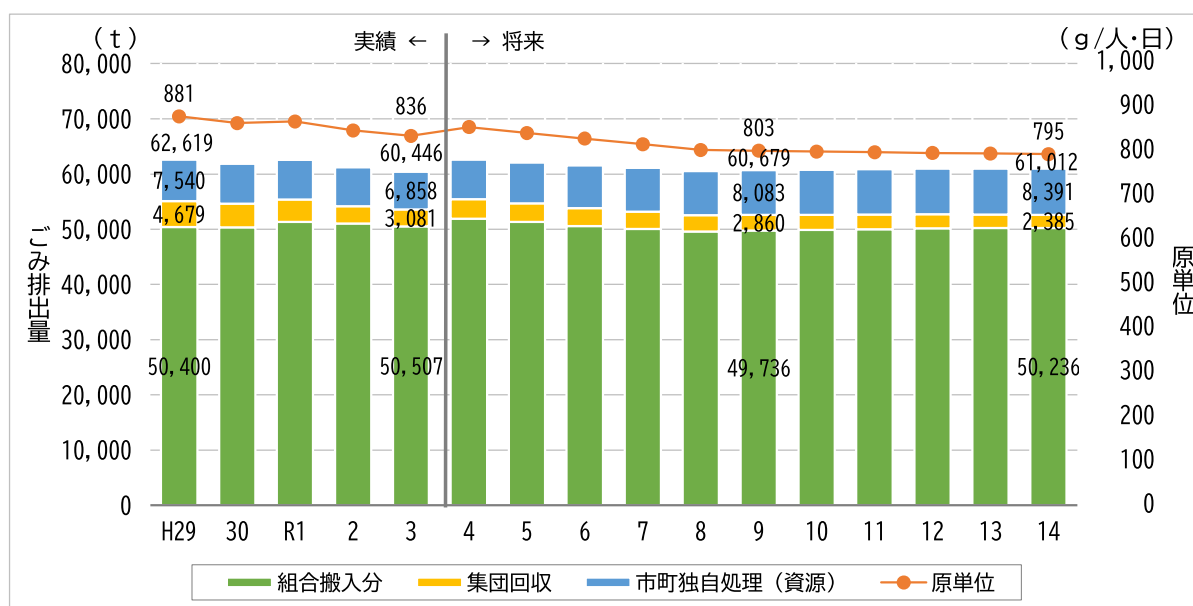


図8-6 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）



## 第2項 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）

中間処理量の見込み（目標達成時の場合）は、表8-8及び図8-7に示すとおりです。

中間処理量は、プラスチック等の資源化の取組の実施により、減少する見込みです。令和14（2032）年度の焼却処理量は51,097 t、金属・粗大ごみ処理量は1,729 tとなります。

表8-8 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）

項目	年度	実績					将来			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度		
焼却処理	焼却処理量	t/年	50,196	48,704	51,202	51,275	51,542	50,574	51,097	
	焼却残渣量	t/年	6,795	6,084	6,338	6,283	6,372	6,251	6,316	
	資源化量	t/年	895	893	888	2,647	2,392	2,347	2,371	
	埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980	3,904	3,945	
金属・粗大ごみ処理	処理量	t/年	3,267	1,913	1,986	2,053	1,931	1,735	1,729	
	内訳	可燃物	t/年	1,978	963	980	974	772	694	690
		不燃物	t/年	522	288	281	270	310	278	278
		鉄類	t/年	353	275	330	430	364	327	326
		アルミ類	t/年	35	26	31	33	60	54	54
		手選回収等	t/年	379	361	364	346	425	382	381

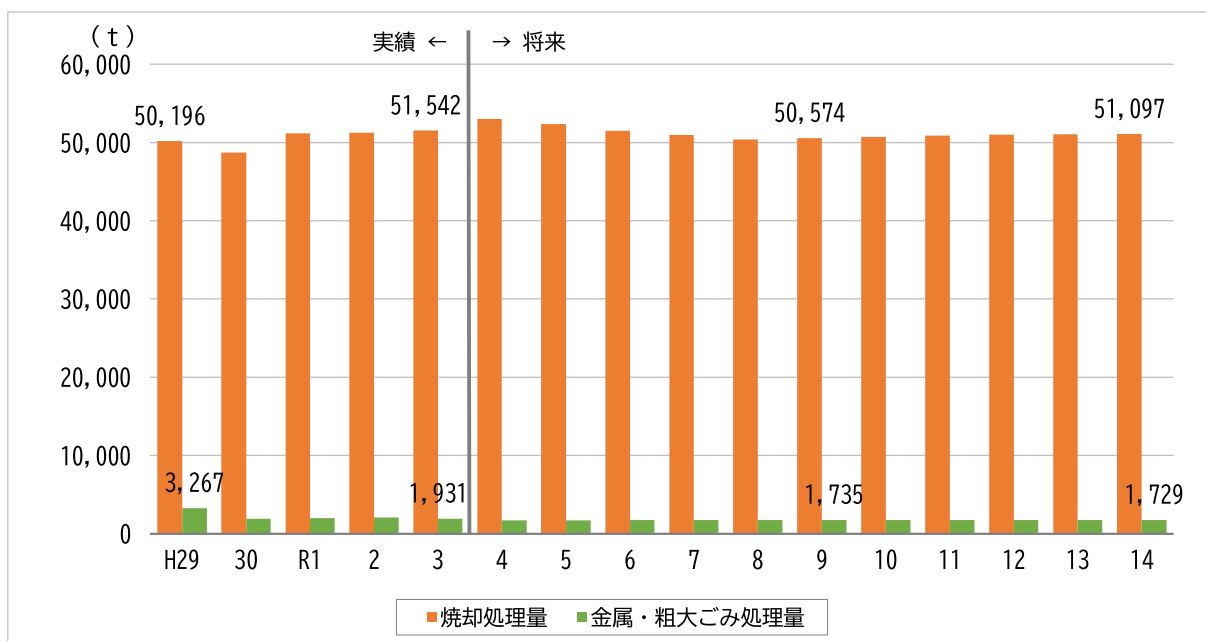


図8-7 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）

### 第3項 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

最終処分量の見込み（目標達成時の場合）は、表8-9及び図8-8に示すとおりです。

ごみ排出抑制や資源化の取組によって焼却残渣埋立量は減少しますが、令和5（2023）年度より、陶磁器、ガラスを埋立処分に変更することにより、最終処分量は令和3（2021）年度より増加する見込みです。令和14（2032）年度の最終処分量は4,533 tになります。

表8-9 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

項目	年度	実績					将来	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
焼却残渣埋立量	t/年	5,900	5,191	5,450	3,636	3,980	3,904	3,945
不燃物埋立量	t/年	522	288	281	270	310	278	278
陶磁器、ガラス埋立量	t/年	-	-	-	-	-	289	290
処理困難物埋立量	t/年	-	-	-	-	9	20	20
計	t/年	6,422	5,479	5,731	3,906	4,299	4,491	4,533

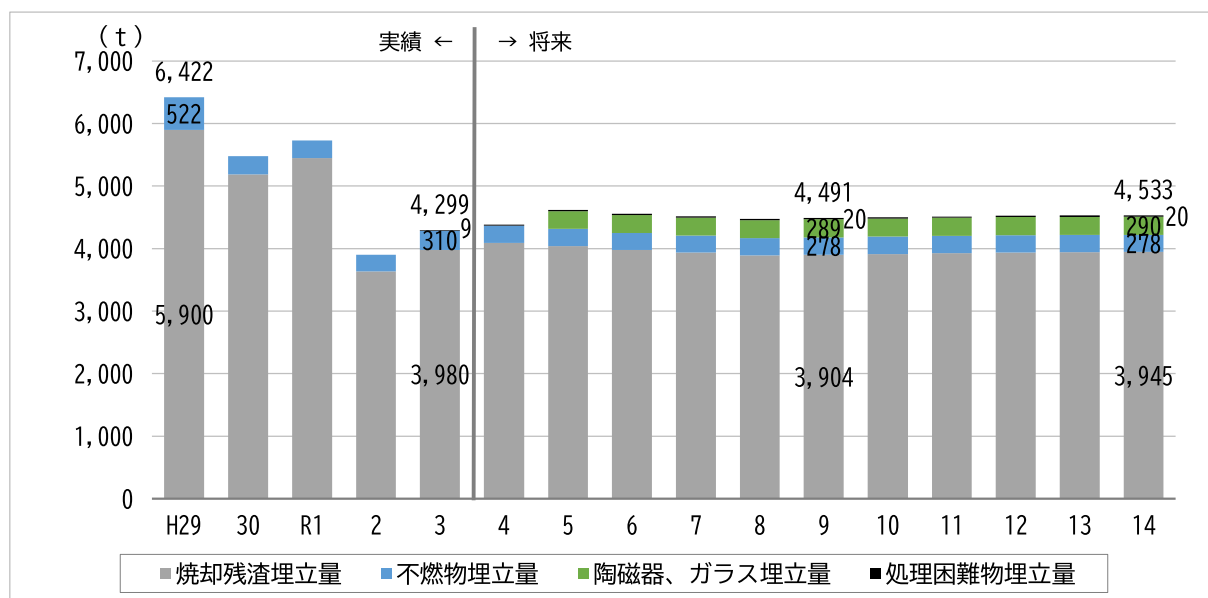


図8-8 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

#### 第4項 資源化量の見込み（目標達成時の場合）

資源化量の見込み（目標達成時の場合）は、表8-10及び図8-9に示すとおりです。

構成市町の資源分別の徹底やプラスチック製品の分別開始等により、総資源化量は増加する見込みです。令和14（2032）年度の総資源化量は14,284 t、リサイクル率（構成市町全体）は23.4%となります。

表8-10 資源化量の見込み（目標達成時の場合）

項目	年度	実績					将来	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
中間処理後	t/年	1,817	1,876	1,964	3,794	3,471	3,321	3,345
粗大・金属処理（金属類）	t/年	767	662	725	809	849	763	761
鉄類	t/年	353	275	330	430	364	327	326
アルミ類	t/年	35	26	31	33	60	54	54
手選別回収	t/年	379	361	364	346	425	382	381
陶磁器・ガラス	t/年	44	201	255	264	63	-	-
ガラスびん	t/年	0	0	0	0	86	130	131
焼却残渣資源化	t/年	895	893	888	2,647	2,392	2,347	2,371
焼却灰中铁類	t/年	111	120	96	74	81	81	82
直接資源化量	t/年	112	185	116	119	130	153	163
計（組合搬入分）	t/年	1,929	2,061	2,080	3,913	3,601	3,474	3,508
集団回収	t/年	4,679	4,266	4,062	3,123	3,081	2,860	2,385
市町独自処理（資源）	t/年	7,540	7,271	7,171	7,097	6,858	8,083	8,391
総計	t/年	14,148	13,598	13,313	14,133	13,540	14,417	14,284
リサイクル率（構成市町全体）	(%)	22.6%	22.0%	21.3%	23.1%	22.4%	23.8%	23.4%

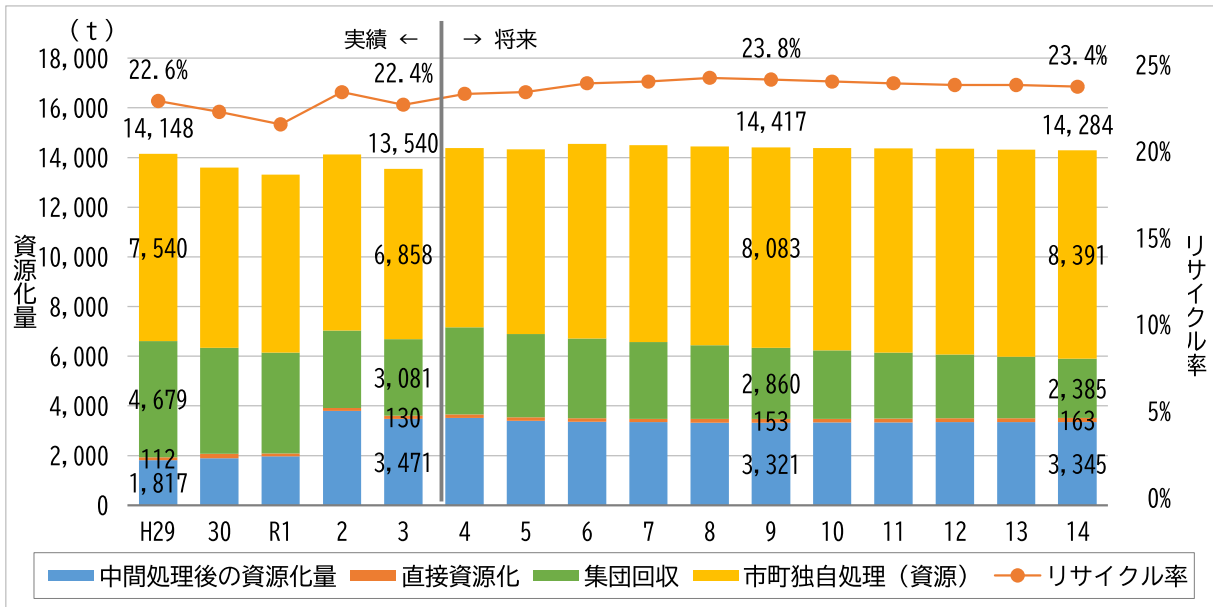


図8-9 資源化量の見込み（目標達成時の場合）

## 第5節 本計画での目標値

本組合の主たる業務は中間処理及び最終処分であり、ごみの排出抑制・リサイクルは主に構成市町が担っています。そのため、本計画での目標は最終処分量とします。

本組合では、令和2（2020）年度から、最終処分場の埋立容量減少に伴う搬入量制限が設けられたこともあり、焼却残渣の資源化量を大幅に増量し、最終処分量の削減に努めていますが、将来においても現状（令和3（2021）年度）と同量程度の焼却残渣が発生する見込みであり、最終処分量を削減するためには、さらに資源化量を増量する必要があります。

しかしながら、資源化量の増量は受け入れ先である資源化施設の状況や埋立処分に比べ多大な経費を要することから、将来においても現状の資源化量を維持していくこととします。

『愛知県廃棄物処理計画』（令和4（2022）年2月）では、「最終処分量は令和元（2019）年度に対し、約4%削減（令和8（2026）年度）」が目標となっていますが、本組合では、焼却残渣の資源化量を維持していくことにより、表8-11に示すように、令和14（2032）年度に令和元（2019）年度比で、約20%の最終処分量を削減することを目標とします。

目標達成時の最終処分量の内訳は、表8-12に示すとおりです。令和14（2032）年度に1,198t、20.9%の削減となります。

表8-11 本計画での目標

令和14年度に令和元年度比で  
**約20%の最終処分量を削減**

表8-12 最終処分量の内訳

項目	年度	年度		
		実績 令和元年度	目標 令和14年度	
最終処分	焼却残渣埋立量	t/年	5,450	3,945
	不燃物埋立量	t/年	281	278
	陶磁器、ガラス埋立量	t/年	—	290
	処理困難物埋立量	t/年	—	20
	計	t/年	5,731	4,533

## 第9章 ごみ排出抑制・資源化等の施策

ごみ排出抑制方策は、基本的に構成市町が主体となって取り組むこととします。本組合は、構成市町の実施に協力や支援を行ってまいります。

### 第1節 組合の役割

#### ごみの発生・排出抑制、資源化

- ・ごみ排出状況等を周知できるよう、ごみ排出量・ごみ性状等の情報を構成市町に提供し、ごみの減量化・資源化に協力します。
- ・施設見学を通じてごみの減量化等の啓発を行ってまいります。ごみの発生状況や処理状態を説明し、清掃行政への協力を呼びかけてまいります。
- ・組合のホームページや美化だよりを通じて、ごみの排出抑制・資源化等の広報啓発を行ってまいります。

#### 適正処理の推進

- ・搬入から処理・処分に至るまでの適正な運営と維持管理に努めてまいります。
- ・施設へのごみ搬入時に資源物・不適物の混入など、適正分別・排出の指導を行ってまいります。
- ・焼却灰の資源化を継続し、経済性や環境負荷を勘案し、その他の資源化技術についても調査・研究をしてまいります。
- ・ごみや資源に対する意識の向上を図るためにも、ごみ排出量に応じた費用負担をする有料化の調査・研究を行ってまいります。

## 第2節 構成市町の施策

構成市町は、下記に示すとおり令和3（2021）年度に「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っており、ごみ排出抑制方策についても見直しを行っています。ごみ排出抑制・資源化等の施策を整理するにあたり、図9-1に示す項目ごとに整理します。

日進市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度見直し版）（令和4年3月）  
 みよし市ごみ処理基本計画中間見直し（令和4年3月）  
 東郷町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（令和4年3月）

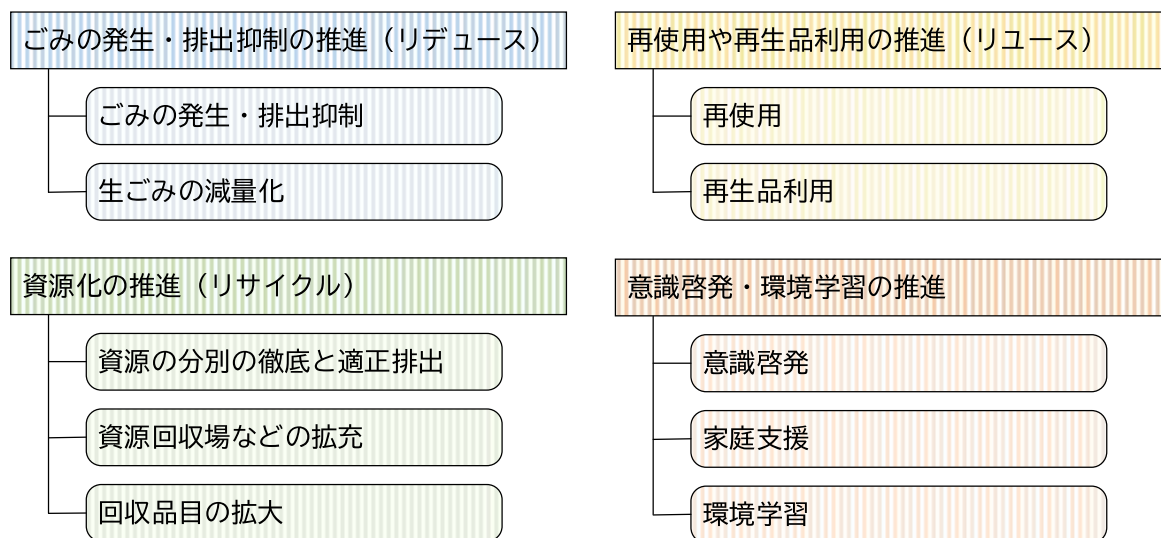


図9-1 排出抑制方策の体系図

### 第1項 ごみの発生・排出抑制の推進（リデュース）

ごみの発生・排出抑制	
日進市	・レジ袋の一層の減量を進めるとともに、商品購入時等の包装の簡素化をさらに進めるために、小売店舗に対し、取り組みを要請します。
みよし市	・ペーパーレス化を推進します。 ・ごみの排出状況について調査し効果的な減量方法を検討します。 ・必要のないものやすぐにごみとなるものは買わないよう啓発に努めます。 ・買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使わないよう啓発に努めます。
東郷町	・必要のないものや、すぐにごみになるものを買わないなど、ごみそのものを出さないよう啓発に努めます。 ・使い捨ての商品を避け、詰め替え可能な商品や長期間使用できる製品、修理ができる製品などを選択するなど、商品を購入するに当たってごみの発生抑制の啓発に努めます。 ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用拡大を促進します。 ・商品の過剰包装の抑制及び容器包装の発生抑制を促進します。

生ごみの減量化	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの減量に向けた、水切り方法や天日干し方法の啓発を行います。【重点】</li> <li>・生ごみ処理機や堆肥化容器（コンポスト、ぼかし容器）の購入補助制度の周知を図り、生ごみ処理機の利用の促進に努めます。【重点】</li> <li>・食品ロスの削減のため、エコ料理教室などの開催などにより、食品を無駄にしない活用方法の周知啓発に努めます。【重点】</li> <li>・フードドライブについての情報収集及び情報提供を行うなど、市内で実施している活動の周知啓発を行うとともに、市民へのフードドライブへの参加の促進に努めます。【重点】</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減のため、食料品は必要な分だけの購入するよう促進します。</li> <li>・食べ残しや賞味期限切れの商品をなくすよう促進します。</li> <li>・生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援をします。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しの削減や生ごみの水切りを促進します。</li> <li>・生ごみを減少させるため、生ごみ処理機器の購入費の助成を継続します。</li> <li>・賞味期限はまだあるが家で食べきれない食品を、必要な人に寄附する「フードドライブ」を実施します。【強化】</li> </ul>

## 第2項 再使用や再生品利用の推進（リユース）

再使用	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類や家具などリフォームによる再活用の促進に努めます。</li> <li>・不用品交換等の促進に努めます。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具などは修理することで、長い期間の使用するよう促進します。</li> <li>・リサイクルステーションやフリーマーケットなどを活用して、不用になったもののリユース、リサイクルを促進します。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限りある資源から作られたモノを「もったいない」という想いで大切にし、いらなくなったモノは必要とする人へと受け継がれるよう啓発に努めます。</li> <li>・尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザで行われている衣類リフォーム教室などの体験学習を通じて、再使用の意識づけを図ります。</li> <li>・リサイクルショップやフリーマーケットなどの利用を促します。</li> </ul>

再生品利用	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙などの利用促進に努めます。</li> <li>・再生資源利用商品の購入促進に努めます。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した製品を優先して購入するよう促します。</li> <li>・公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。</li> <li>・行政で使用する資材や備品などはリサイクル製品の積極的な利用に努めます。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙などの再生品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品を積極的に購入するよう啓発に努めます。</li> </ul>

### 第3項 資源化の推進（リサイクル）

資源の分別の徹底と適正排出	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体による資源回収日などの情報を発信していきます。【重点】</li> <li>・紙リサイクルの促進のため、資源回収方法等の情報を発信していきます。【重点】</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。</li> <li>・正しい資源分別の方法に関する情報提供に努めます。</li> <li>・広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を周知し、リサイクルの意識高揚を図ります。</li> <li>・資源の適正な分別について児童等若年層からの環境学習を通じて意識高揚に努めます。</li> <li>・PTA資源化事業の助成を継続していきます。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを定期的に全戸配布し、資源の分別に関する情報を提供します。【強化】</li> <li>・資源の分別排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域から各家庭への普及啓発を推進します。</li> <li>・分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を提供し、リサイクル意識の高揚に努めます。</li> <li>・地域での資源回収量の増加を図るため、地区資源回収や集団資源回収を実施した地区や団体に、奨励金を交付します。</li> </ul>

資源回収場などの拡充	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町との連携による剪定枝の資源化ステーションの設置の検討などを行います。</li> <li>・公共工事における剪定枝、刈草の減量及び資源化を促進します。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。</li> <li>・リサイクルステーションなどの利用に関する情報提供に努めます。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収の場と機会の拡大を検討します。</li> <li>・集団資源回収を行う団体数を増やすことで、地域での資源回収量の増加を進めます。</li> <li>・新たな資源回収の場となる民間回収を調査し、住民が利用できる機会を増やします。</li> </ul>

回収品目の拡大	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品の分別・収集方法等の情報を発信し、プラスチックリサイクルの促進に努めます。【重点】</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「プラスチック資源循環促進法案」の法整備を見据えて、プラスチック類の分別資源化を推進します。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町資源回収ステーションにおける回収品目の拡大を検討します。</li> <li>・プラスチックごみについては、資源化を進めることでごみの減量や環境負荷の低減に寄与することから、今後の法改正等の動向を注視し、収集運搬体制や処理ルート構築を行います。また、分別排出について、情報提供を行い、資源化の実施に向け準備を進めます。</li> <li>・地区資源回収及び集団資源回収における回収品目の拡大を検討します。</li> </ul>



## 第4項 意識啓発・環境学習の推進

意識啓発	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マナー違反ごみについてパトロール及び警告を徹底します。</li> <li>・ 市民まつり等のイベント時等における、ごみの適正な排出・分別のための広報・啓発を実施します。</li> <li>・ すべての事業所へ事業系ごみに関する解説パンフレット等を配布します。</li> <li>・ 一定量以上のごみを排出する事業者への計画書等の提出を要請します。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。</li> <li>・ 市民参加型のイベント等を通じて、ごみの減量の意識高揚を図ります。</li> <li>・ 環境マネジメントシステムや拡大生産者責任を広報啓発し推進します。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、インターネット動画、SNS 等を通じて、様々な世代にごみの減量化・資源化や環境に関する情報を積極的に発信します。</li> <li>・ 転入者や外国人へ分かりやすい情報提供を行います。</li> <li>・ 3Rに関する啓発物を作成します。</li> </ul>
家庭支援	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や管理組合等に対して、ごみの適正な排出・分別のための説明会の開催等による周知徹底を図ります。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの減量方法や適正な排出方法など、広報・啓発により周知を図ります。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境にやさしいライフスタイルの普及や啓発に努め、エコ活動（地球環境への負荷を低減する活動）に取り組む家庭を支援します。</li> <li>・ 家庭内においてエコ活動に取り組んでもらうよう「エコチャレンジ10」を実施し、環境にやさしいライフスタイルの普及に努めます。</li> </ul>
環境学習	
日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習、教室の場として、エコドームを活用します。</li> <li>・ ごみや資源に関する出前講座を実施します。</li> </ul>
みよし市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量に向け、児童等若年層からの環境学習を推進します。</li> </ul>
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民と行政の協働による環境イベントを開催し、環境学習を推進します。</li> <li>・ ごみの分別や減量に関する出前講座を実施します。</li> </ul>

## 第 10 章 将来のごみ分別区分

将来の分別区分は、表 10-1 に示すとおり基本的に現状どおりですが、構成市町では、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック製品の分別収集を計画しています。

表 10-1 将来の分別区分

〔組合関係〕

分別区分	主なごみの種類
可燃ごみ	生ごみ、草木類、紙類、布、布団、皮革類、ゴム類、プラスチック類など
金属	金属類
陶磁器・ガラス	陶磁器類、ガラス製品類など
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	家具類、寝具類、自転車、電化製品（家電リサイクル法対象品を除く）など
処理できないごみ	プロパンガスボンベ類、ガソリン・灯油類、オイル・塗料類、火薬・農薬・薬品類、コンクリートがら・ブロック、レンガ、土・砂・石、瓦、焼却灰、自動車・オートバイの部品、タイヤ・ホイール、耐火金庫、火鉢、ピアノ、浴槽、消火器、オートバイなど
	家電リサイクル法対象品 （テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
	資源有効利用促進法対象品
	その他有効なりサイクル方法があるもの
	産業廃棄物

〔構成市町独自関係〕

分別区分	主なごみの種類	
資源ごみ	紙類	新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装・雑がみ、その他の紙製容器包装、紙パック
	びん類	飲食用びん・化粧品びん
	缶類	飲食用のアルミ缶・スチール缶
	プラスチック類	プラスチック製容器包装、白色トレイ、ペットボトル、ペットボトルのキャップ
	プラスチック製品	プラスチック製のスプーン・フォーク、プラスチック製のおもちゃ
	布類	古着
	小型家電	電気・電池で動く使用済みの小型家電
	その他	蛍光管、廃食油、乾電池、ボタン電池、充電式電池、木製の割りばし、インクカートリッジ、水銀入り体温計、スプレー缶、使い捨てライター、バッテリー等

# 第 1 1 章 ごみの適正処理計画

## 第 1 節 中間処理計画

### 第 1 項 中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理において環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないよう、適切な維持管理を継続していきます。

施設の長期利用に向け、ごみそのものの排出抑制や資源化に向け、構成市町とともに、住民や事業者のごみに対する意識の向上を図っていきます。

### 第 2 項 処理主体

中間処理は、施設の広域化・集約化するまでは、引き続き組合が主体となって行っています。

### 第 3 項 中間処理方法

中間処理方法として、将来のごみ処理フロー（組合搬入分）を示すと図 1 1 - 1 に示すとおりです。令和 5（2023）年度から陶磁器、ガラスは埋立処分に変更となります。

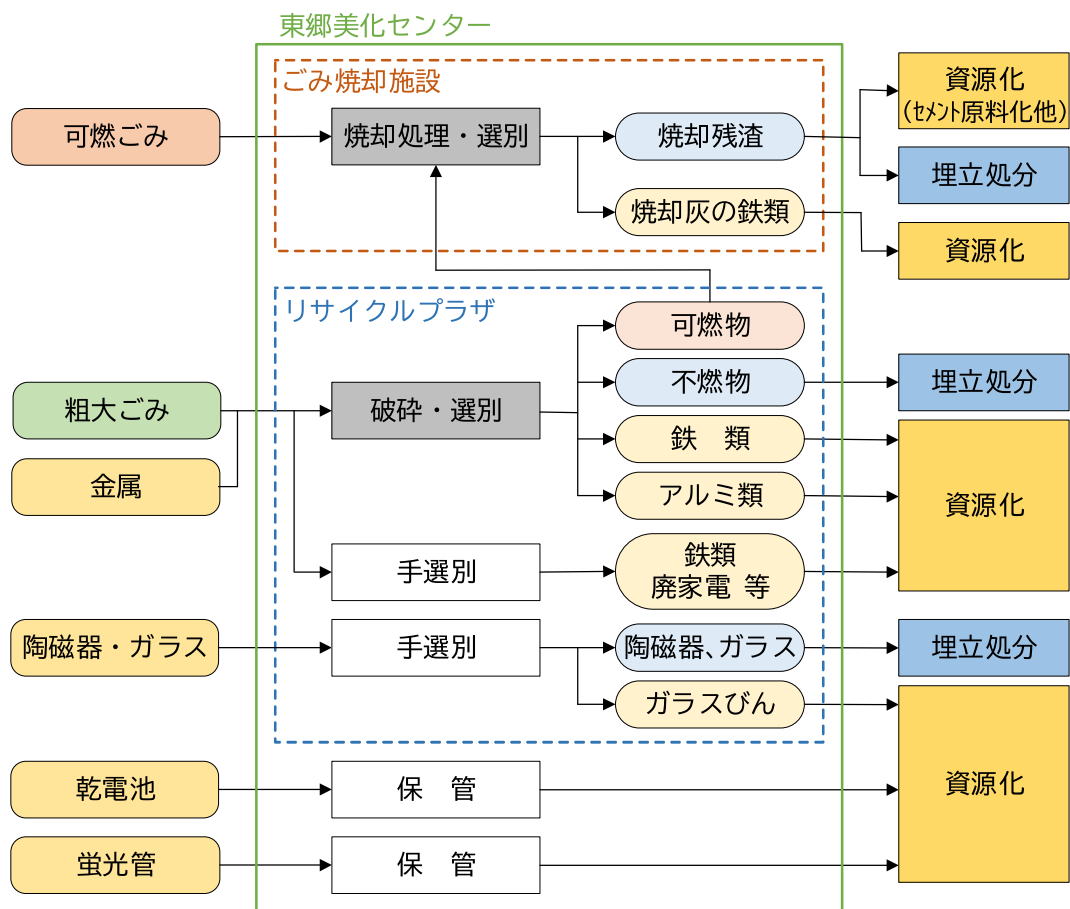


図 1 1 - 1 将来のごみ処理フロー（組合搬入分）（令和 5 年度より）

## 第4項 中間処理量

中間処理量の見込みは、表1 1-1 に示すとおりです。令和14(2032)年度の焼却処理量は51,097 t/年となる見込みで、現状(令和3(2021)年度)より445 tの減量となります。金属・粗大ごみ処理量は1,729 t/年となる見込みで、現状より202 tの減量となります。

表1 1-1 中間処理量の実績及び見込み

項目		年度	実績			
			令和3年度	令和9年度	令和14年度	
焼却処理	焼却処理量	t/年	51,542	50,574	51,097	
	焼却残渣量	t/年	6,372	6,251	6,316	
	資源化量	t/年	2,392	2,347	2,371	
	埋立量	t/年	3,980	3,904	3,945	
金属・粗大ごみ処理	処理量	t/年	1,931	1,735	1,729	
	内訳	可燃物	t/年	772	694	690
		不燃物	t/年	310	278	278
		鉄類	t/年	364	327	326
		アルミ類	t/年	60	54	54
		手選回収等	t/年	425	382	381

## 第2節 最終処分計画

### 第1項 最終処分に関する目標

中間処理等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの(残渣)を無害化・安定化を図り、最終処分量の減量化・減容化に努めていきます。

### 第2項 処分主体

引き続き組合が主体となって行っていきます。最終処分は、今後も公益財団法人や民間事業者が運営・管理する最終処分場での埋立処分を行っていきます。

### 第3項 最終処分量

最終処分量の見込みは、表1 1-2 に示すとおりです。令和14(2032)年度の最終処分量は4,533 t/年となる見込みです。

表1 1-2 最終処分量の実績及び見込み

項目		年度	実績		
			令和3年度	令和9年度	令和14年度
最終処分	焼却残渣埋立量	t/年	3,980	3,904	3,945
	不燃物埋立量	t/年	310	278	278
	陶磁器、ガラス埋立量	t/年	—	289	290
	処理困難物埋立量	t/年	9	20	20
	計	t/年	4,299	4,491	4,533



## 第13章 その他の計画

### 第1節 災害廃棄物対策

本組合施設の被害状況を踏まえ、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、愛知県や構成市町と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応に努めていきます。

そのため、構成市町の災害廃棄物処理計画を踏まえ、本組合の「災害・事故対応計画」の見直しを行い、構成市町で発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に受入・処理できるよう備えます。

### 第2節 地球温暖化対策

本組合では、平成13（2001）年12月に「尾三衛生組合地球温暖化対策実行計画（以下「前計画」という。）」を策定し、「資源・エネルギーの節約」、「廃棄物の発生抑制」、「環境汚染物質の排出抑制」により、地球温暖化の防止に向けた取組を進めています。

平成28（2016）年には、地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月13日閣議決定）が策定され、令和元（2019）年には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元（2019）年6月11日閣議決定）」により、長期的な目標として、令和32（2050）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされました。その後、令和2（2020）年10月には、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標（カーボンニュートラル）を表明しました。

このカーボンニュートラル実現のため、令和3（2021）年4月に政府の地球温暖化対策推進本部の会合で令和12（2030）年までの二酸化炭素排出量削減目標を、パリ協定後に国連に提出した削減目標である平成25（2013）年比26%減から大幅に引き上げた平成25（2013）年度比46%減とする新目標を発表しました。

これを受けて、前計画の内容等を見直し、「尾三衛生組合地球温暖化対策実行計画（第2期）（事務事業編）」を策定しました。

温室効果ガスの総排出量の削減目標は、表13-1に示すとおりです。

表13-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目	年度	基準排出量	削減目標	目標排出量
		平成25年度		令和12年度
エネルギー起源		4,511	30.0%	3,158
非エネルギー起源		13,032	20.0%	10,426
計		17,543	22.6%	13,584

資料：尾三衛生組合地球温暖化対策実行計画（第2期）  
（事務事業編）（令和4年3月改訂）

今後は、プラスチック製品の分別収集について構成市町と連携を図り、更なる温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

また、ごみ焼却施設の建替えの際には、温室効果ガス排出量を抑制し、ごみ処理分野における地球温暖化防止に寄与するため、高効率発電設備を導入するなど余熱利用を積極的に検討します。